

大刀洗町告示第4号

平成24年第4回大刀洗町議会定例会を次のとおり招集する

平成24年2月23日

大刀洗町長 安丸 国勝

1 期 日 平成24年3月8日

2 場 所 大刀洗町議会議場

○開会日に応招した議員

平田 信將

黒木 徳勝

後藤 晴一

平山 賢治

山田 英敏

林 威範

安丸眞一郎

花等 順子

平田 一成

森田 勝典

山内 剛

長野 正明

○応招しなかった議員

議事日程 (第1号)

平成24年3月8日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- (1) 議長の報告
 - ①配布のみの陳情
 - ②検査結果の報告
 - (2) 町長の報告 (あいさつ)
- 日程第4 同意第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第5 同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第6 同意第3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第7 選挙管理委員会委員、同補充員の選挙について
- 日程第8 承認第1号 損害賠償の額を定める専決処分の承認を求めることについて (大刀洗公園ジャブジャブ池児童負傷事故)
- 日程第9 議案第1号 大刀洗町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第2号 大刀洗町公共施設整備基金条例の制定について
- 日程第11 議案第3号 大刀洗町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第4号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第5号 大刀洗町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第6号 大刀洗町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第7号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第8号 大刀洗町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第17 議案第9号 大刀洗町立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第10号 下水道の排水協定に関する協議について
- 日程第19 議案第11号 大刀洗町道路線の廃止について
- 日程第20 議案第12号 平成23年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第21 議案第13号 平成23年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第22 議案第14号 平成23年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第23 議案第15号 平成23年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第24 議案第16号 平成24年度大刀洗町一般会計予算について
- 日程第25 議案第17号 平成24年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第26 議案第18号 平成24年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第27 議案第19号 平成24年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計予算について
- 日程第28 議案第20号 平成24年度大刀洗町土地取得特別会計予算について
- 日程第29 議案第21号 平成24年度大刀洗町下水道事業特別会計予算について
- 日程第30 請願第2号 「子ども・子育て新システム」に関する意見書提出を求める請願書
- 日程第31 発議第1号 「子ども・子育て新システム」に関する意見書の提出について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- (1) 議長の報告
 - ①配布のみの陳情
 - ②検査結果の報告
 - (2) 町長の報告（あいさつ）
- 日程第4 同意第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第5 同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第6 同意第3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第7 選挙管理委員会委員、同補充員の選挙について
- 日程第8 承認第1号 損害賠償の額を定める専決処分の承認を求めることについて（大刀洗公園ジャブジャブ池児童負傷事故）
- 日程第9 議案第1号 大刀洗町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第2号 大刀洗町公共施設整備基金条例の制定について
- 日程第11 議案第3号 大刀洗町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第4号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第5号 大刀洗町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第6号 大刀洗町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第7号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第8号 大刀洗町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第9号 大刀洗町立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第10号 下水道の排水協定に関する協議について
- 日程第19 議案第11号 大刀洗町道路線の廃止について
- 日程第20 議案第12号 平成23年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第21 議案第13号 平成23年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につ

いて

- 日程第22 議案第14号 平成23年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）
について
- 日程第23 議案第15号 平成23年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第4号）につい
て
- 日程第24 議案第16号 平成24年度大刀洗町一般会計予算について
- 日程第25 議案第17号 平成24年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第26 議案第18号 平成24年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第27 議案第19号 平成24年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計予算について
- 日程第28 議案第20号 平成24年度大刀洗町土地取得特別会計予算について
- 日程第29 議案第21号 平成24年度大刀洗町下水道事業特別会計予算について
- 日程第30 請願第2号 「子ども・子育て新システム」に関する意見書提出を求める請願書
- 日程第31 発議第1号 「子ども・子育て新システム」に関する意見書の提出について
-

出席議員（12名）

1番	平田 信將	2番	黒木 徳勝
3番	後藤 晴一	4番	平山 賢治
5番	山田 英敏	6番	林 威範
7番	安丸眞一郎	8番	花等 順子
9番	平田 一成	10番	森田 勝典
11番	山内 剛	12番	長野 正明

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 今村 敏則

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	安丸 国勝	副町長	……………	中山 哲志
教育長	……………	倉鍵 君明	総務課長	……………	棚町 守俊
税務課長	……………	東 義一	健康福祉課長	……………	矢野千恵子
企画財政課長	……………	川原 久明	産業課長	……………	矢野 孝一
建設課主幹	……………	野瀬 勉	学校教育課長	……………	矢野 壽夫
会計課長	……………	原野 重喜	生涯学習課長	……………	福永 康雄
住民課長	……………	山本 浩	総務秘書係長	……………	高良 朝子
人事法制係長	……………	田中 豊和	財政係長	……………	平田 栄一
監査委員	……………	棚町 和幸			

開会 開議午前9時00分

○議長（長野 正明） 皆さん、おはようございます。ただいまから平成24年第4回大刀洗町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどをお願いいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（長野 正明） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、7番、安丸眞一郎議員、8番、花等順子議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定について

○議長（長野 正明） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。平田委員長、登壇して報告をお願いします。

○議会運営委員長（平田 一成） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長を務めております平田一成でございます。3月定例会の議会運営について、議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

委員会は、平成24年3月2日午前9時2分から協議会室において開催し、出席委員は5名でした。執行者側から、安丸町長、中山副町長、棚町総務課長の出席を得て協議をいたしたところでございます。

会期及び会期日程表をごらんいただきたいと思います。

議会運営委員会で協議の結果、本定例会の会期は、3月8日から22日までの15日間と決定いたしました。

会期15日間の内容でございますが、まず本日は、議事日程に従って順次議案を上程して議案審議を進めていただきます。そのうち、各会計の新年度予算については、全議員で構成する予算特別委員会を設置し、委員会に付託していただき、12日月曜、13日火曜、14日水曜、15日木曜に審査していただきます。

9日金曜、10日土曜、11日日曜は休会といたします。16日金曜、17日土曜、18日日曜、19日月曜もまた休会といたします。

20日火曜は、本会議を再開し、一般質問とさせていただきます。

2 1日水曜日は、休会といたします。

2 2日木曜は、本会議を再開し、議案審議とさせていただきます。

なお、人事案3件及び補正予算案4件、選挙管理委員会委員、同補充員の選挙、また、継続審査となっておりました請願1件、議員発議案1件につきましては、早急な議決などが要するため、本日審議し、議決をお願いしたいと思います。

以上が今回の定例会の会期及び会期日程ですが、当町議会の円滑な議会運営委員ができますよう、ここをお願いをいたしまして報告を終わります。

○議長（長野 正明） お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告どおり、本日から3月22日までの15日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長野 正明） 異議なしと認めます。本定例会の会期は、本日から3月22日までの15日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりです。

日程第3. 諸報告

○議長（長野 正明） 日程第3、諸報告を行います。

陳情の提出が2件ありましたが、配付のみの取り扱いとすることにいたしました。御了承ください。

次に、監査委員より、平成23年12月分、平成24年1月分、2月分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付いたしております。

これで議長報告を終わります。

次に、町長よりあいさつをしていただきます。

○町長（安丸 国勝） 皆様、おはようございます。議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに平成24年第4回大刀洗町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

まず、本年1月の町長選挙改選に当たりましては、議員の皆様方をはじめ、町民の皆様方の温かい御支援と御厚情により、無投票再選の栄を賜り、心から感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

国及び地方ともに、多難な時期に再度町政の重責を担うことになりましたことは、身が引き締まる想いではありますが、今後とも変化と失敗を恐れず、挑戦し続け、町民の皆様方に大刀洗町に住み続けたい、住んでよかったと思っただけのまちづくりを目指して、全身全霊を傾注する所

存でありますので、議員の皆様方、住民の皆様方の一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、この4年間を振り返ってみますと、100年に一度といわれる経済危機、政権交代、東日本の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらした東日本大震災の発生と、それに続く福島第一発電所の事故など、自治体を取り巻く環境は大きく変化していった4年間でした。このような変化の中でも、私が相変わらず心がけましたことは、第一に、財政健全化に向けての取り組みでございます。これまで民間企業の経営経験を生かして事業の見直しを実施し、職員の適正な配置や定数外職員の活用により、総人件費を縮減するとともに、保育所の民営化や学校給食の嘱託化など、行財政改革の取り組みをスピード感を持って進めてきたところでございます。

おかげさまで、平成20年度からは、基金を取り崩すことなく決算ができたところであり、平成19年度決算と平成22年度決算を比較しますと、この間、16億4,000万円余の地方債借入残高を削減する一方、3億2,000万円余の基金を積み増し、財政構造の弾力性を測定する指標である経常収支比率も「84.4%」から「77.3%」へと7.1ポイント改善したところでございます。

しかしながら、現在、日本は人口減少社会に突入し、国の財政赤字も拡大を続けており、大刀洗町におきましても、これまで徐々に増加していた人口が、平成22年度の国勢調査では初めて減少に転じております。このため、国からの地方交付税交付金や補助金に歳入の多くを依存している大刀洗町としては、将来、国からの交付金などが減少したとしても、自立できる行財政運営を目指して、さらに財政の健全化の取り組みを進めていくことで自立のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

この際、次世代に負担を先送りせず、持続可能なまちづくりのためには、働く世代や子供の数の減少を少しでも緩和するとともに、働きたいと望む女性が、その経験と能力を生かして働き続けることができることが重要であると考えております。このため、次代を担う子供たちを安心して産み育てることのできる環境を整備し、地域から元気な子供の声が聞こえ、大刀洗町で子育てできてよかった、大刀洗町で子育てしたいと思っていただけるよう、子育て支援と教育環境の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

また、女性が元気な町は、町も元気であり、女性の元気が町を元気にすることから、女性がその経験と能力をあらゆる場面で十分に発揮できるためには、町は何ができるのか、皆さんと一緒に考え応援してまいりたいと考えております。同様に、大刀洗町は、総面積の約6割を農地が占める農業の町であり、農業が元気になれば、大刀洗町は元気になることから、収益の高い農業にするためには何が必要か、皆さんと一緒に考え応援してまいりたいと考えております。

また、役場は、住民サービスの提供主体であるとともに、町内有数の経済主体でもあり、農業

や商工業の振興のため、地産地消の推進など地域内再投資力を高め、町内で経済が循環する仕組みを考えていくとともに、住民の皆様の働く場所や町の税収確保のため、引き続き企業誘致に努めてまいりたいと考えております。

さらに、町が元気になるためには、役場職員が頑張る必要があり、職員の頑張る仕組みを構築するとともに、職員の人材育成と能力開発に努め、できない理由を述べる職員ではなく、できる方法を考える職員を育成してまいりたいと考えております。

次に、町民の皆様の健康増進につきましては、各種検診の受診勧奨に努め、生活習慣病の早期発見、早期治療に努めるとともに、スロージョギングやウォーキングなど、無理なく自分にあった運動を続けることで、住民の皆様の健康づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

また、住民の皆様が住み慣れた御家庭で人生の最期を迎えたいと望まれたとき、人生の最期を御家庭で迎えらるるためには何が必要か、在宅医療、看取りについて皆さんと一緒に考えてまいりたいと考えております。

次に、地域コミュニティの活性化につきましては、すべての人に居場所と出番を見出せるよう、住民の皆様一人一人がまちづくり、地域づくりの当事者となり、地域の絆やつながりを深めていくことが大変重要であると考えております。このため、引き続き地域コミュニティの活性化に取り組むとともに、高齢者の皆様が住み慣れた地域で、いつまでも生きがいを持って生活できるよう、高齢者の皆様の生きがいづくりを応援してまいりたいと考えております。

さて、東日本大震災の発生から間もなく1年を迎えます。この大震災は、原発事故の問題も含め、被災地はもちろん日本の政治行政、経済や国民生活に大きな影響を及ぼしております。国においては、東日本大震災からの本格的な復興予算となる総額1兆2千億円の第3次補正予算や、復興費用を賄う臨時増税や復興債発行を盛り込んだ財源確保の関連法及び復旧復興事業費の自治体負担分をゼロにするための特別交付税を増やす特例法が成立し、今後5年間の集中復興期間の財源措置が講じられたところであり、早期の復興を願うものであります。

また、国内における経済は、依然として厳しい状況にあるものの緩やかに景気は持ち直していますが、他方、欧州の債務危機による海外経済の減速懸念、為替の動向、原子力発電所事故の影響による電力供給の制約など、さまざまなリスク要因も存在していると言われます。

政治面におきましては、野田内閣は、「日本再生元年となるべき本年を東日本大震災からの復旧復興、原発事故との戦い、日本経済の再生を優先課題に全力を挙げて取り組む」と表明しておりますが、エネルギー政策の再構築、財政再建と経済成長の両立、社会保障と税の一体改革、政治行政改革、環太平洋経済連携協定（TPP）など、大きな難問が山積しております。いずれにいたしましても、住民が安心して暮らせる社会の実現のため、実効ある対策を進めてほしいと願っているところであります。

平成23年度も残すところわずかとなりましたが、本年度予定しております諸事業、諸施策も計画どおり順調に進捗しているところであり、安全・安心な学校を確保するため、平成20年度から取り組んできました小学校耐震化改修工事につきましては、菊池小学校の耐震化工事が完了し、町内小中学校の耐震化改修工事は、23年度ですべて終了したところであり、本郷小学校の大規模改修工事についても本補正予算に計上し、翌年度への繰り越しをお願いいたしているところでございます。

平成24年度大刀洗町一般会計予算につきましては、52億4,811万円で、前年度予算に対して4,584万円、0.9%の増となっております。

歳入につきましては、町税は町民税3.9%の増である一方、固定資産税は、評価替えに伴い6.3%の減となり、町税全体では0.8%の減となっているところでございます。

また、地方交付税は、厳しい雇用・失業情勢をかんがみ、地域経済基盤強化、雇用対策費などが付加され、2.1%の増、町債は、地方交付税財源不足を補うための臨時財政対策費の減により9.4%の減となっております。

歳出につきましては、義務的経費のうち、人件費は1.8%の減、扶助費は0.4%の増、公債費は6.5%の減となっております。また、投資的経費では、道路改良やドリームセンターなど、各公共施設の補修工事などに普通建設事業の単独事業が74.9%の増となっております。

それでは、平成24年度に取り組む主な事務事業につきまして、各課ごとに御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

まず、総務課でございます。

総務秘書係では、NHK巡回ラジオ体操を8月15日に大刀洗中学校運動場での開催を予定しておりますので、町民多くの方の参加をお願いしたいと思っております。

次に、人事関係では、組織全体の士気高揚や公務能率の向上を図り、ひいては住民サービスの向上を図ることを目的として、人事評価制度を導入しておりますが、24年度からは、人事評価制度にさらに改良改善を加え、職員の頑張る仕組みを構築してまいりたいと考えております。

また、限られた財源及び職員をより効率的かつ効果的に活用し、多様化する住民ニーズや新たな行政課題に対応していくため、引き続き福岡県市町村支援課や東京財団週末学校への職員派遣に加え、今年度からは、久留米広域定住自立圏の取り組みとして、久留米市との人事交流による職員の相互派遣に新たに取り組むほか、市町村アカデミー及び福岡県市町村研修所での研修や町単独による職員研修などを計画しており、引き続き職員の人材育成と能力開発に努めてまいりたいと考えております。

選挙関係につきましては、9月までに農業委員会委員の選挙が行われることになっております。

次に、消防防災関係では、7月1日に町内ポンプ操法大会を実施するほか、県の防災計画の見

直しにあわせ、大刀洗町地域防災計画の見直しを行ってまいりたいと考えております。また、平成22年度から取り組んでおります防犯灯整備につきましても、100基程度を設置することを計画しております。

次に、業務改善関係では、23年度に取り組んだ業務改善報告書をもとに、各課の実施計画書に基づく業務手順書の作成に取り組むことにより、ベテラン職員の知識経験を文書化し、共有化するとともに、不断に業務改善を繰り返し続けていく仕組みを確立してまいりたいと考えております。

また、住民基本台帳や税、国保などの基幹系業務システムについては、さらなる住民サービスの向上、トータルコストの削減及び職員の事務効率の向上の観点から、近隣自治体との課題共有や基幹系情報システムの共同調達が可能かなど、調査研究に努めてまいりたいと考えております。

次に、電算関係ですが、電算における基幹系システムにつきましては、すべての事務にその利用が拡大しており、総合行政システムをはじめ、住民基本台帳ネットワークシステム、公的個人認証サービスやほかのシステムの運営面、セキュリティ面での万全を期したいと考えております。また、情報系システムにつきましては、住民や企業がインターネット利用による申請などができる電子自治体の構築を引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、企画財政課でございます。

企画関係では、昨年度、大刀洗町男女共同参画計画を策定したところであり、この計画に沿って各課各施策の取り組みの進捗を把握し、全庁的に進めてまいりたいと考えております。

財政関係では、庁舎の耐震診断結果を受けての耐震、大規模改修工事を補正予算にて計画しているところであり、今後老朽化に伴う教育施設、公共施設の改修工事などの長期計画を関係部署と協議し、今後とも安定した財政運営を図ってまいりたいと考えております。

次に、地域づくり関係では、地縁組織づくりにつきましては、これまで各校区センターを中心とした校区の地域づくりや活動の支援を行ってまいりましたが、24年度からは、各校区がより自立した活動ができるよう支援するとともに、役場内の体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

また、支援組織づくりでは、NPOとの協働事業や緊急雇用対策事業で実施してきたさくら市場につきましては、これまでの成果と反省を踏まえた上で、その活動が大刀洗町に根ざしていけるように努めるとともに、新たに大学との協働事業についても取り組んでまいりたいと考えております。

次に、住民課でございます。

まず、戸籍住基関係では、住民サービスの向上を図るため、総合窓口を開設し、戸籍関係証明や住民票のほかに、税務課や産業課の各種証明書などの発行を行っておりますが、平成24年度

からは、住民基本台帳法の一部の改正の施行により、新たに長期滞在の外国人に対しても住民票を交付するようになってきたところであり、引き続き窓口サービス向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、子ども手当関係では、平成24年6月支給分から、新たに所得制限額が設定される予定となっており、改正案によりますと、960万円未満の方については従来どおりの支給になる一方、960万円以上の方については0歳から中学校終了までの児童について月額5,000円の支給となる予定であり、国会の情勢に留意しつつ、町民の皆様への周知に努め、遺漏のないように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、高齢者の増加による後期高齢者医療への拠出金への負担、また生活習慣病に起因する疾病の増加による保険給付費の増数など大変厳しい状況となっております。しかしながら、平成24年度も保険給付費の伸びが見込まれますが、現在の厳しい経済社会情勢を踏まえ、被保険者にこれ以上の負担を求めるのは難しい情勢でございます。

このため、平成24年度につきましても、平成23年度に引き続き一般会計からの繰出金で対応することとしております。今後は、住民の皆様健康づくりに重点的に取り組み、住民の皆様健康づくりの大切さについての自覚を促すとともに、平成23年度から実施しております健脚度測定結果や特定健診の受診データを活用し、健康の維持増進、生活習慣病の発症予防や早期発見に努め、重篤化を防いで医療費の抑制に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、大刀洗診療所特別会計につきましては、施設及び診療機器の適切な維持管理を図るとともに、医薬品などの見直しを行い、経費節減に努め、地域に密着した医療活動を通して地域住民の健康増進に努めてまいりたいと考えております。

次に、後期高齢者医療保険特別会計につきましては、後期高齢者医療給付費の増加、及び高齢者の増加に伴い、平成24・25年度の1人当たり保険料は、16%増の1万1,890円増の改定が必要な情勢でございます。このため、広域連合としては、平成23年度の剰余金、及び福岡県に設置しております財政安定化基金の活用を図り、1人当たり保険料を4,947円増に抑制することで調整しているところでございます。広域連合としても、医療給付費の上昇を抑制するため、健診や健康づくり事業をはじめ、医療費適正化に向けたさまざまな取り組みを実施しているところであり、町としましても、広域連合と連携してきめ細かな住民サービスを行い、後期高齢者医療の円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、生活環境関係では、平成22年度からの新規事業として住宅用太陽光発電システム設置補助事業を開始したところ、住民の皆様再生可能エネルギーへの関心の高まりもあり、22・23年度の2年間で100件の申請があったところでございます。また、東日本大震災発生に伴

い、従来以上に社会全体として節電対策や再生可能エネルギーの確保などが求められていることから、平成24年度も引き続き実施してまいりたいと考えております。

次に、健康福祉課でございます。

まず、介護予防事業関係では、健康でいきいきと幾つになっても自立した生活が送れるよう、平成23年度からの健脚度測定事業を継続し、転倒予防に努める一方、要介護状態になっても、生活機能の維持改善、閉じこもり予防、認知症予防などの介護予防に努め、総合相談や支援、権利擁護事業を進めるため、地域包括支援センターの充実を図ってまいりたいと考えております。

また、要援護者見守りネットワーク事業につきましては、日ごろの見守りや近所づきあいを基礎とした活動などを行う小地域協議会を中心とした組織づくりを進めるとともに、災害時に要援護者が円滑かつ迅速に避難できる地域への支援体制を整えるため、支援台帳の作成管理を行い、地域での支援体制に活用してまいりたいと考えております。

次に、地域自立支援関係では、障がい者が安全に安心して地域で暮らせる社会の実現のため、相談窓口の充実や相談体制の整備を推進するとともに、地域の実情に応じた障がい者の福祉に係る支援を目的とした自立支援協議会の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、子育て支援関係では、21年度に策定しております次世代育成支援行動後期計画に基づき、子育て支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

まず、子育て支援センターでは、絵本やおもちゃでくつろぎながら楽しく自由に遊ぶ広場「ちやお」をはじめ、子育てする親の不安を解消するための育児支援プログラム事業を実施し、より一層の子育て支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

保育所関係では、利用者への保育サービスに関する情報提供に努めるとともに、定期的な園長会議を行い、保育園及び行政との連携を密にし、保育内容の向上に努めてまいりたいと考えております。また、学童保育所につきましても、保育指導員の研修を推進し、学童保育所、学校、行政の連携を深め、さらなる充実に努めるとともに、障害児の受け入れなどにも対応した研修の充実を図ってまいりたいと考えております。

さらに、保護者が病気・入院するなどの場合に、児童福祉施設などにおいて一時的に児童を短期間預かる子育てショートステイ事業を新たに開始し、安心して子育てできる大刀洗を目指してまいりたいと考えております。

次に、健康づくり関係では、特定健診・保健指導が5年目を迎え、国が示しております受診率65%を目指し、各組織や地域への受診勧奨をより積極的に推進するとともに、健診後の経過についても、医療機関との連携により重症化を防止する取り組みを推進してまいりたいと考えております。

予防接種につきましては、子宮頸がんワクチンなどの任意接種の期間延長など、法の改正に迅

速に対応し、インフルエンザの流行などに対しましても、予防策を講じ、感染症予防のために円滑な実施を進めてまいりたいと考えております。

また、昨年度から開始した巡回相談事業では、町内保育所、小・中学校、近隣幼稚園に在籍する発達障害のある子供や気になる子供に対する適切な指導と支援を行うために、関係機関との連携を深めるとともに保護者が相談しやすい体制の整備なども進めてまいりたいと考えております。

次に、産業課です。

まず、農業振興関係では、平成24年度におきましても、農業者戸別所得補償制度が実施されますので、農業経営の安定を図り、食糧自給率の向上と農業の多面的機能を維持するため、制度確立に向け、さらなる推進強化に努めるとともに、国の新しい施策、人と農地の問題解決に向けた地域農業マスタープランの作成を行う集落の合意形成を図り、プランに位置づけられた青年就農給付金や農地集積協力金などの助成制度を利用した力強い農業構造の実現に向けて支援を行ってまいりたいと考えております。

また、平成19年度から始まりました農地・水保全管理支払交付金事業は、本町の農業環境行政に大きく貢献をしたと考えており、平成24年度から75%の事業費で、再び実施される5年間の2期対策事業につきましても、大刀洗町が誇る四季折々の田園風景を守るため活動を支援してまいりたいと考えております。さらに、町北部地区の圃場整備事業や、老朽化した農業施設の改修・更新などの土地改良関連事業を積極的に進めてまいりたいと考えております。

また、農業の6次産業化の取り組みとして、地域特産品開発推進委員会を発足し、大豆などを用いた特産品開発を農業・商工連携して進めるとともに、施設園芸の振興につきましても、国・県・町の補助事業を活用し推進してまいりたいと考えております。

次に、商工関係では、地域経済の活性化支援のため、平成23年度に引き続き、町内の商工業を対象とした資金融資を受ける際の利子補給事業やプレミアム付商品券発行事業に助成を行うほか、今年度から当面3カ年を目途に、新たに町内事業者による住民の住宅改修に対する補助金交付事業を開始してまいりたいと考えております。

また、観光振興関係では、本町内の定住につながるようにドリームまつりや町村フェアへの参加、スローフード事業などを通して、大刀洗町の住みよさPRと知名度アップを図ってまいりたいと考えております。

次に、建設課でございます。

まず、町道整備関係では、補助事業1件をはじめ、継続工事8カ所、新規工事16カ所を予定しており、地域社会資本の整備を図るため、道路拡幅・改良を基本に道路改良を行ってまいりたいと考えております。また、維持補修関係では、事業効果、必要性、緊急性などを勘案した上で実施していくことにしております。特に昨年行ったマニフェストワークショップを踏まえ、通学

路の安全確保を視野に置いた路側線の整備などを実施してまいりたいと考えております。

住宅関係では、住宅使用料の収納率向上を図るため、家賃滞納者は法律にのっとり対処してまいりたいと考えております。

下水道関係では、効率的な施設運営の観点から、農業集落排水を公共下水道へ流入することについて、関係機関との協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、学校教育課でございます。

町内の子供たちが変化の激しいこれからの社会を生きていくため、子供たちの「生きる力」を育む「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」のバランスのとれた教育を行うため、平成24年度の目標を「人間関係を築き、確かな学力を身につけ自立できる子供の育成」とし、24年度の主な事業として、1、町学力向上推進事業、これは3カ年事業です。2、特別支援教育総合推進事業、3、学校給食の充実、4、学校施設の整備、5、緊急雇用創出事業による小学校35人以下学級の講師配置、6、小・中学校の学校支援員の配置などを予算化し、学力向上や特別支援教育などにおいて学習指導及び生徒指導の充実を図りながら、きめ細やかな指導体制を確立してまいりたいと考えております。特に23年度に実施した特別支援教育の巡回相談において、発達障害を含む障害のある児童・生徒は数多く在籍していることが判明したところであり、それぞれの課題に応じて効果的、総合的に継続した支援を行うため、24年度から新たに教育支援コーディネーターを学校教育課内に配置するなど、今後とも小・中学校児童生徒の確かな学力を身につけ、自立できる子供の育成のため、継続した取り組みを行ってまいりたいと考えております。

また、学校給食については、今年度から食材の充実を図る観点から、給食費を値上げした上で、子育てを支援する施策として給食費補助金を実施し、安心・安全おいしい給食を提供してまいりたいと考えております。

また、学校施設耐震化率は、平成23年度で100%になりましたが、子供たちの学習環境整備充実を図るため、平成23年度の繰り越し事業である本郷小学校校舎大規模改修工事をはじめ、大刀洗小学校プール改修工事などを24年度に予定しているところでございます。

以上のように、大刀洗町で子育てができてよかった、大刀洗町で子育てがしたいと思っていただけのように、「地域で育てよう～チルドレン・ファースト～」を合言葉に、今後とも子育て支援と教育環境の充実を進めてまいりたいと考えております。

次に、生涯学習課でございます。

生涯学習課では、町民みずからが自己の能力を高め、自立的で人間性豊かな生活を送るため、生涯にわたる学習を支援してまいりたいと考えております。

まず、人権・教育関係では、町民一人一人が自由で平等な生活を営むことができるよう、お互

いの人権を尊重し合う社会の構築を目指して、大刀洗町人権教育啓発推進計画及び大刀洗町男女共同参画推進条例に基づき、人権同和教育を推進するため、24年度も町職員の人権研修会をはじめ、人権講演会、人権平和朗読講演会などを開催し、人権のまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

青少年育成関係では、青少年を取り巻く環境が大きく変化する中、たくましく生きていく青少年を育成するために、家庭・地域・学校が一体となり、青少年の体験活動などの充実を図り、青少年を育成していく環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

社会教育関係では、社会情勢が変化し、町民の皆様の価値観や生活様式が多様化する中、人生の各ステージにおける学習内容を充実させるために、公民館サークルや各種学級活動の充実を図るとともに、中央公民館の耐震化診断をはじめとした生涯学習施設の整備や充実、人材の育成など、さまざまな分野にまたがる総合的な生涯学習を推進してまいりたいと考えております。

町立図書館においては、町の情報発信の中心的役割を担うため、資料の充実や利用しやすい環境整備と施設の充実に努め、24年度は、子供の読書活動推進計画に基づき、子供たちが読書を通して豊かな心と生きる力を身につけられるように、家庭、地域、保育所、学校、図書館が連携を図り、巡回文庫による子供の読書環境の整備に力を入れるとともに、図書館の読書スペースの拡充など、必要な整備に取り組んでまいりたいと考えております。

社会体育関係では、町民がスポーツやレクリエーション活動を楽しみ、心身ともに健康で充実した生活が送れるように、体育行事を充実させ、体育施設などの整備や有効活用を図ってまいりたいと考えております。

最後に、文化財関係では、町内に点在する文化財や史跡などの地域資源を保存活用するとともに、地域に根ざした文化伝承芸能の活用を図り、地域の活性化に努めてまいりたいと考えております。また、国指定史跡下高橋官衙遺跡の平成25年度グランドオープンを控え、トイレ設置や多目的広場として整備を行い、歴史学習の場としてのほかに、町内グランドゴルフ大会、スポーツ教室をはじめ、生涯学習の一翼を担えるような総合的史跡公園として、町民の利用に供してまいりたいと考えております。

また、県指定文化財・今村教会堂におきましては、関係者などと保護活動について協議を重ねてまいりたいと考えております。

さて、本議会定例会で審議していただきます議案は、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意2件、教育委員会委員の任命について同意1件、損害賠償の額を定める専決処分の承認を求めることについて、大刀洗町公共施設整備基金条例の制定など2件、大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定についてなど条例の一部改正が7件、下水道の排水協定に関する協議について、町道の路線の廃止について、一般会計補正予算及び国民健康保険会計、後期高齢者医療保

除会計、下水道会計の各特別会計の補正予算、平成24年度一般会計予算及び特別会計予算など、いずれも重要な案件を提案いたしております。

また、副町長の人事につきましては、現在県知事に対して県職員の招聘をお願いいたしているところであり、本議会の最終日に、副町長の選任について追加提案させていただきたいと考えております。議員各位におかれましては、慎重に御審議していただき、最後には御承認賜りますようお願い申し上げます。ごあいさついたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（長野 正明） 町長のあいさつが終わりました。これで諸報告を終わります。

日程第4. 同意第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（長野 正明） 日程第4、同意第1号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題といたします。

まず、議案の朗読をお願いします。高良係長。

〔総務秘書係長朗読〕

.....
同意第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。棚町総務課長。

○総務課長（棚町 守俊） おはようございます。それでは、同意第1号固定資産評価審査委員会の委員の選任について、提案理由及び内容についての御説明を申し上げます。

朗読がございましたように、委員の選任につきましては、地方税法第423条第3項の規定により、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者、または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、議会の同意を得て町長が選任すると規定されておりますので、今回議会の同意を求めるものでございます。

住所が、大刀洗町大字山隈1978番地、氏名、仲満、昭和11年10月17日生まれ、75歳でございます。

裏面につけておりますけれども、平成18年3月から固定資産評価委員の委員をされてございまして、現在2期目でございます。平成24年3月19日で任期満了となるため、今回再任のお願いをするものでございます。

なお、承認いただいた後の任期につきましては、平成24年3月20日から27年3月19日までの3年間でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長野 正明） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから同意第1号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを採決いたします。本件は、これに同意することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中挙手11名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

日程第5. 同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（長野 正明） 日程第5、同意第2号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題といたします。

まず、議案の朗読をお願いします。高良係長。

〔総務秘書係長朗読〕

.....
同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。棚町総務課長。

○総務課長（棚町 守俊） 同意第2号固定資産評価審査委員会の委員の選任について、提案理由及び内容についての御説明を申し上げます。

先ほど朗読がございましたように、委員の定数は、地方税法第423条第2項の規定により、3人以上と規定をされております。現在大刀洗町におきましては、大堰校区、本郷校区、菊池校区から選出された3人の委員で委員会を構成いたしているところでございます。本町は4校区ございますので、また地域の特性もそれぞれ違いますので、今回大刀洗校区から1名増員し、平成24年度から4人の委員で委員会の構成をしたいというふうに考えているところでございます。

選任要件といたしましては、仲満氏のとおりでございます。当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者、または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、議会の同意を得て町長が選任すると規定されておりますので、議会の同意をお願いするものでございます。

裏面をお願いしたいと思います。ここに経歴を載せておりますが、氏名が青木量子、生年月日が昭和21年8月20日でございます。住所は、大刀洗町大字今798番地1、最終学歴としましては、福岡県立三井高等学校を昭和40年3月に卒業されてございます。職歴といたしまして、

昭和44年1月に大刀洗町役場に入庁され、税務課のほうも経験をされている方でございます。
19年3月に退職をされまして、今のところ職はないようでございます。

なお、承認をいただきましたら、任期といたしましては、平成24年4月1日から27年3月31日までの3年間でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから同意第2号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを採決いたします。本件は、これに同意することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中挙手11名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本件はこれに同意することに決定しました。

日程第6. 同意第3号 教育委員会委員の任命について

○議長（長野 正明） 日程第6、同意第3号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

まず、議案の朗読をお願いします。高良係長。

〔総務秘書係長朗読〕

同意第3号 教育委員会委員の任命について

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。柵町総務課長。

○総務課長（柵町 守俊） それでは、同意第3号教育委員会委員の任命について、提案理由及び内容について御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、現在の柳好教育委員が、平成24年3月31日付で辞職されますので、欠員になる委員の選任をお願いするものであります。

委員の選任につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、人格が高潔で教育学術及び文化に関し、識見を有する者のうちから、町長が議会の同意を得て任命すると規定されておりますので、今回議会の同意を求めるものでございます。

住所が、大刀洗町大字今757番地、氏名、平田康雄、昭和22年11月14日生まれ、64歳でございます。

履歴を見てもらいますと、記載いたしておりますが、学歴といたしましては、昭和45年3月、東京農業大学農学部農学科を卒業されてあります。

昭和48年6月に福岡県に入庁され、平成20年3月、退職をされてありますが、同年4月から福岡県に再任用で勤務されてあります。ことしの3月末で退職されると聞き及んでいるところでございます。

なお、承認をいただいた後の任期につきましては、前任者の残任期間となりますので、平成24年4月1日から平成27年12月22日まででございます。よろしくお願いたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから同意第3号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。本件は、これに同意することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中挙手11名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

日程第7. 選挙管理委員会委員、同補充員の選挙について

○議長（長野 正明） 日程第7、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長野 正明） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長野 正明） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

お手元に配付のとおり、選挙管理委員会委員には、廣木俊二君、中原爲男君、高松順子君、中島誠君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員会の委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長野 正明） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました廣木俊二君、中原爲男君、高松順子君、中島誠君が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、南佳子君、一木弘志君、江下泰子君、弓削憲二君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長野 正明） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました南佳子君、一木弘志君、江下泰子君、弓削憲二君が選挙管理委員補充員に当選されました。

なお、御本人に当選告知書を送付し、当選承諾書の提出により就任することが決定します。

それでは、10時15分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時04分

.....

再開 午前10時15分

○議長（長野 正明） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

日程第8. 承認第1号 損害賠償の額を定める専決処分の承認を求めることについて（大刀洗公園ジャブジャブ池児童負傷事故）

○議長（長野 正明） 日程第8、承認第1号損害賠償の額を定める専決処分の承認を求めることについて（大刀洗公園ジャブジャブ池児童負傷事故）を議題といたします。

まず、議案の朗読をお願いします。高良係長。

〔総務秘書係長朗読〕

.....

承認第1号 損害賠償の額を定める専決処分の承認を求めることについて（大刀洗公園ジャブジャブ池児童負傷事故）

.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。野瀬建設課主幹。

○建設課主幹（野瀬 勉） おはようございます。建設課でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ております。これは、領収書等を全部出していただきまして、損保ジャパンから15万3,268円の補償額が出ております。町の顧問弁護士とまた相談の上、日額2,000円の治療期間13日、2万6,000円を町のほうで追加して17万9,268円を一応示談額としております。

以上でございます。

○議員（5番 山田 英敏） はい。結構です。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） この破片の当時、池の中に落ちていた量ですとか、なぜ破片が落ちていたのかとか、そういう原因につきましては、何か調査で判明したりしているのでしょうか。

○議長（長野 正明） 野瀬主幹。

○建設課主幹（野瀬 勉） ジャブジャブ池ですね、常時水辺で遊べるように水を流しております。これは循環方式でございます。それで、いつの時期かわからないんですが、だれがいたずらしたのか、故意にやったのか、これも原因がわかりません。警察にも一応届けましたが、捜査のしようがないということで返事をいただいております。

それで、透明のガラスを故意に割っているわけですね、中に。それで、これはいつの時期に割って投げ込んだかがわかりません。それで、現在は全部干し上げて全部掃除をしております。相当量のガラス片が出てきております。それで現在は、ロープを張りまして、空になしてちょっと今、立入禁止状態にしております。

それで、いつかが、犯人がわかれば、警察も言っておりますのでつかまえることができるんですが、だれがやったかわからないちゅうことが今現在でございます。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） これは、大変危険な犯罪だというふうにもこちらも認識しておりますので、もしそれを行った者が特定されれば、当然町が払った損害についても当然求償できるということで、厳格にやっていただきたいと。それから、今後ともこういった事故がないように御配慮をよろしくお願ひしたいと。

終わります。

○議長（長野 正明） ほかにありませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） それでは、これで1日目の質疑を終わります。

日程第9 議案第1号 大刀洗町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第9、議案第1号大刀洗町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定

についてを議題といたします。

まず、議案の朗読をお願いします。高良係長。

[総務秘書係長朗読]

.....
議案第1号 大刀洗町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。棚町総務課長。

○総務課長（棚町 守俊） それでは、議案第1号大刀洗町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について、提案理由及び内容について御説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど朗読がございましたように、平成19年5月16日に交付されました地方公務員法の一部を改正する法律において、地方公務員における自己啓発等休業制度が規定をされましたので、大刀洗町職員にこの制度を適用させたいということで条例を制定するものでございます。

1ページをお願いしたいと思います。

第1条に目的をうたっております。この条例は、地方公務員法第26条の5第1項第5項及び第6項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し、必要な事項を定めております。

3ページを恐れ入りますけれども、お願いします。——4ページです。

ここに地方公務員法第26条の5第1項に定めている分を載せておりますので、読み上げたいと思います。「任命権者は、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この条において同じ。）が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が3年を超えない範囲内において条例で定める期間、大学等課程の履修（大学その他の条例で定める教育施設の課程の履修をいう。第5項において同じ。）、または国際貢献活動における奉仕活動のうち、職員として参加することが適当であると認められるものとして条例で定めるものに参加することをいう。」ということで、この26条の5第1項でございませう。

第2条でございませう。ここで自己啓発と休業の承認を定めておりますが、承認の条件は、次のいずれにも該当することです。4ページです。1つに、職員としての在職期間が2年以上、2つ目に公務の運営に支障がなく、かつ当該職員の公務能力の向上に資する場合、3つ目、大学等課程、または国際貢献活動に行うものでございませう。

第3条関係では、休業の期間を定めております。大学課程は2年です。規則で定める場合は3年までいいようになっております。国際貢献活動については3年まででございませう。

また、もとに戻りますが、第4条関係では、大学等の教育施設をここで定めております。第1号では、学校教育法、また第2号で、学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で、学校教育に類する教育を行う者というふうな規定を設けているところでございます。

第5条では、奉仕活動を定めております。これにつきましては、独立行政法人国際協力機構が、独立行政法人国際協力機構法第13条第1項第4号に基づき、自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動を定めているところでございます。

第6条では、自己啓発等休業の承認の申請でございます。自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等の課程の履修、または国際貢献活動の内容を明らかにしなければならないというふうな規定文でございます。

第7条では、自己啓発等休業の期間の更新を定めております。第3条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、自己啓発休業等の期間の延長ができるというふうな定めをいたしております。

2項では、この期間の延長は、1回に限るというふうにいたしております。仮に3年でいい国際貢献の場合を、もう一回それを延ばすことができると、3年までは、そういうふうな内容になるかと思えます。

第8条では、自己啓発等の休業承認の取消事由を定めております。ここに1号、2号、書いておりますように、休業している職員が正当な理由なく、その者が在学している課程を休学したり、もしくはその授業を頻繁に欠席していることなどいろいろございましたら、取り消しができますよという条文でございます。

第9条では、報告等でございます。自己啓発等休業している職員は、町長から求められたら、状況について報告しなければならないという条文でございます。1号では、大学課程の履修または国際貢献活動を取りやめた場合、2号では休学をしたり停学にされ、もしくはその授業を欠席している場合など、報告を行うようにいたしているところでございます。3号では、同じように大学課程の履修、または国際貢献活動に支障が生じている場合については、報告等を行うように定めるものでございます。

第10条では、職務復帰後における昇給の調整を定めております。職員が職務に復帰した場合において、職員としての職務に特に有効であると認められる者によっては100分の100以下、それ以外の者にあつては100分の5以下の換算率により、換算して得た期間を引き続き勤務したもものとして号給を調整するというところでございます。

この自己啓発等休業に関しては、無給でなりますので、ちょっと言い忘れましたけれども、無給でございます。これは、地方公務員法の先ほど申しました第26条の5の第3項に自己啓発等休業している期間については、給与を支給しないというふうな条文が法でうたわれておりますの

で。

最後に附則でございます。この条例は、24年4月1日から施行するものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。5番、山田議員。

○議員（5番 山田 英敏） お尋ねします。地方公務員法の一部を改正する法律は、平成19年5月16日に仮公布されておりますが、大刀洗町においては、24年度からちゅうことで制定することなんです、この5年間は、なぜこういう条例を制定しなかったのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（長野 正明） 棚町総務課長。

○総務課長（棚町 守俊） 山田議員の質問にお答えいたしますが、19年の5月16日に施行されたものが、今24年度からということでの質問でございますが、大刀洗町としては、限られた職員でやっておりますし、そういうある程度の過程を踏まえて入ってきておりますし、今言いました国際貢献につきましても、給与も支給しないということも含めまして、条例を制定していなかったんだらうと思います。しかしながら、やはりこういう今のいろんな災害面を含めて、こういうことが将来的にもあった場合について適応ができませんので、今回改めて制定をお願いするものでございます。

○議長（長野 正明） 5番、山田議員。

○議員（5番 山田 英敏） 大体わかりました。今後こういう問題は、早急に対応していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） 6番、林議員。

○議員（6番 林 威範） 6番、林です。先ほど無給という話がありましたけれども、例えば健康保険関係とかは、どうなるのかというのが一つと、もう一つは、第2条の中に「公務の運営に支障がなく」というところがあるんですが、これはやはり自己啓発休業をされたところには、例えば臨時の職員さんを雇うとかいう形で補うのか、それともいる職員だけでやってもらうのか。総額的な人件費とかいうのは、もうほとんど変わらないという感じで考えておいていいでしょうか。

以上2点、お願いいたします。

○議長（長野 正明） 棚町総務課長。

○総務課長（棚町 守俊） 健康保険関係については、田中係長のほうから答弁いたしますが、こういうことでこの条例に基づいてする場合については、当然ながら、その公務に支障がないということでございますけれども、やはり限られた職員でやっておりますので、そこあたりの臨時職員なりの手当は十分に検討していきたいというふうに思っております。

○議長（長野 正明） 田中係長。

○人事法制係長（田中 豊和） 総務課、田中と申します。よろしく申し上げます。林議員の御質問ですけれども、自己啓発等休業をした職員の保険証とかそういった福利厚生面についての御質問ですが、共済組合——私どもが加入しております福岡県市町村職員共済組合、これにつきましては、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律）第152号、これに規定されます地方公務員共済組合の組合員として取り扱うこととなります。ただし、公務災害補償につきましては、これにつきましては、自己啓発等の休業期間中は、公務災害の取り扱いはなされないという規定になっております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） よろしいですか。

ほかにございませんか。4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） この条例では、要するに職員がその自己啓発の休業の申し出ると、例えばこの大学院で学習したいから2年間休業したいということを、町長に申し出るという形ですかね、最初は。

○議長（長野 正明） どなたが。棚町総務課長。

○総務課長（棚町 守俊） 大学院とか、例えば国際貢献でそういうことをしたいということであれば、町長のほうに申請をして、この要件に合致すれば認めるというような形になろうかと思えます。

○議長（長野 正明） 4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） そうしますと、先ほども言われました「公務の運営に支障がなく」という、この一文が非常に広いとかあいまいですよ。これだけ職員が減らされている中で、あなたが抜けたら公務に支障があるんだと当局側が言えばそれが認められないと。その調整はどのようにされていく。細則で決められると。

○議長（長野 正明） 中山副町長。

○副町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

職員が自己啓発休業の申し出をした際に、職場の執行体制が確保できるかどうかということ判断をさせていただいて、やはり今議員おっしゃられたとおりでございますけれども、その職員が長期間抜けることになるとう公務の運営に支障があるというふうに町として判断した場合は、それは認められないということで、その場合場合で、その職員におかれていた環境であるとか担っている役割、そういうのを含めて個別に対応して検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（長野 正明） 4番、平山議員。

○議員（４番 平山 賢治） となると、例えば学習意欲が旺盛ですとか、非常に仕事もさばけるという人ほど、なかなかあなたがいなくなると穴があくというような矛盾も生じるのではないかと私は思うんですけれども、ちょっとこれは条例、ここ一番大事な部分だろうと思うんですね。職員の方が２年も３年も抜けるのに、それを認めるかどうか非常に具体的でないというのは、ちょっと条例の体をなしていないんじゃないかなと思うんですけれどもね。ある意味、恣意的に判断がこれは判断がこれはされる、これしか基準がないのであればですね。そこら辺はもうちょっと何か担保——自己啓発休業を担保するようなもっと細則があつてしかるべきと思いますが、どうですか。

○議長（長野 正明） 中山副町長。

○副町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

議員がおっしゃる趣旨は、そのとおりでだろうと思っております。ただ、いずれにしましても、我々役場職員というのは、公務の執行体制を確保するというのが最重要でございますので、その範囲内で自己の能力開発なりを行っていくものだろうと思っております。例えば事務職であればある程度代わりがきいたりをするんですが、技術職とか少数職種について、なかなか代わりの者が充当できないような場合も当然想定できるところでございまして、そういう場合はなかなか、必ずこの場合は認めますよというのは規定しづらいところでございます。

以上でございます。

○議長（長野 正明） よろしいですか。８番、花等議員。

○議員（８番 花等 順子） この条例は自己申告によるものなんですが、反対に業務命令で高度な技術習得ですとか、そういうことで業務命令であることもあり得るのではないかなと思うんですね。そのときはもちろん有償といいますか、給料が出ると思うんですが、そこら辺のことは、あるかないかわかりませんが、これからのことを考えると、あり得るのじゃないかなと思いますが、そこらはどうお考えでしょうか。

○議長（長野 正明） 中山副町長。

○副町長（中山 哲志） 花等議員の御質問にお答えします。

業務命令でこの条例に基づいて無給で職員を派遣することは、あり得ないというふうに考えております。あくまでも職員からの申し出に基づくものだというふうに考えております。業務命令で出す場合は、それは職務として位置づけますし、あるいは研修として位置づけて、当然給与を支払った上で研修に当たっていただくというふうに考えております。

○議長（長野 正明） よろしいですか。８番、花等議員。

○議員（８番 花等 順子） そういう規定は、今はないんですね。大刀洗町には。これから設けられるお考えは、あるでしょうか。

○議長（長野 正明） 棚町総務課長。

○総務課長（棚町 守俊） 業務命令でそういうところに行くような条例は、今のところはございませんね。今後も余り考えていないですね。業務命令で行かせるちゅうことは。やはり公務員としていろんな研修はありますけれども、例えば長期派遣というふうなことはですね。

○議長（長野 正明） 中山副町長。

○副町長（中山 哲志） 花等議員の御質問にお答えいたします。

業務命令で、例えば大学院等に行かせる場合については、これは業務命令、職務として位置づけますので、新たな条例の制定の必要はないというふうに理解いたしております。

○議員（8番 花等 順子） はい。わかりました。

○議長（長野 正明） よろしいですか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） この10条の読み方なんですけど、この10条は、その期間に功績があった人については、その給料支払い、100分の100ですとか、100分の50以下で支給するというふうに読むものでしょうか。

○議長（長野 正明） 棚町総務課長。

○総務課長（棚町 守俊） ここに第10条に、職員としての職務に特に有効であると認める者にあつては、100分の100以下、それ以外の者にあつては、100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものと見なすわけですね。ですから2年間行っておけば、100分の100の方は、それだけ調整をして号俸をあわせるということです。2年間のブランクがある分はですね。ただ、それをまとめて払うじゃなくして、今度復帰したときにその2年間のところに位置づけるちゅうことです。

○議長（長野 正明） よろしいですか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 勤務年数を加味してあげるということですか。この辺がちょっと定かじゃないんですが、そこら辺、その研修期間中が顕著であった場合は、これを読むと、給料を補てんしますよというふうに読めるんですけど、今の説明ですと、その期間中を勤務したと見なすというふうなことでしょうか。

○議長（長野 正明） 中山副町長。

○副町長（中山 哲志） 花等議員の御質問にお答えします。

我々地方公務員は、通常であれば1年1年で号俸が、今の制度であつたら大体基本的に4号俸ずつ上がっていくわけです。それがこの条例に基づいて、例えば2年間、大学院等なり、あるいはJICAの活動に従事した場合、当然その期間は無給になるわけですがけれども、職務として役場で従事しておりましたら、2年間経ったら通常8号俸上がっているわけですね。ですから、そういう活動に従事をして、その活動が認められる場合あつては、復帰したときにその8号俸を

100%だったら調整をして、上がったところから給与がもらえるという、そういうふうに御理解をいただければと思います。

○議員（8番 花等 順子） はい。わかりました。

○議長（長野 正明） よろしいですか。

ほかに。

[なし]

○議長（長野 正明） ほかにないようですので、これで1日目の質疑を終わります。

日程第10. 議案第2号 大刀洗町公共施設整備基金条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第10、議案第2号大刀洗町公共施設整備基金条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案の朗読をお願いします。高良係長。

[総務秘書係長朗読]

.....
議案第2号 大刀洗町公共施設整備基金条例の制定について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） おはようございます。企画財政課の川原でございます。それでは、議案第2号大刀洗町公共施設整備基金条例の制定について、提案理由及び内容について御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、先ほど係長のほうから朗読されましたとおり、今後10年間で庁舎をはじめ、中央公民館、健康管理センター等、また勤労者体育センター、武道場などの体育施設等、多くの公共施設の耐震工事や大規模改修工事などの整備が必要となっております。そのため財源を補完するための基金を設置するためのこの条例案を提出するものでございます。

現在、財政係のほうで今後10年間の各課の大型事業の実施計画を上げてもらって、それを取りまとめております。その中で一番大きいのは、学校教育施設の整備です。次に大きな事業となりますのが、ここに上がっております公共施設等の整備が上がっております。既に教育施設につきましては基金を設けておりますが、公共施設等については、今後このような整備をするためには、ぜひともこの基金を制定する基金を設けることが必要だということで今回提案をさせていただいております。

条例の内容につきましては、今係長のほうから読み上げられましたので省かせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。11番、山内議員。

○議員（11番 山内 剛） 11番の山内です。これは、公共施設の基金ということで、考え方としては私もいいかなと思っておりますが、大体どれくらいの毎年、金を考えてあるのか。それが一点と。

もう一つ、この第3条ですか、3条に書いてありますように、預金その他、最も確実な有利な方法というふうなことを書いてありますけれども、最近では、公的資金等に限らず、もう日本じゅう、外国じゅうちゅういってもいいかもしれませんが、この前の厚生年金と一緒にだまされるのが非常に多いものですから、そこら辺を注意してからやっていただきたいと思うわけですよ。

○議長（長野 正明） 川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） 最初に御質問のありましたどれぐらいということですが、非常に大まかな見積もりなんです。公共施設等、生涯学習施設等だけでも一応全体で5億ぐらいの補修が整備が必要じゃないかというふうに考えております。これには、まだ校区センター等が入っておりませんので、それを含まずともっとかかるとは思いますけれども、一応10年間で学校施設なり生涯学習施設等を、今後それがあつた年度に偏らないような形で調整をしながら、今後整備を進めることが必要だというふうに考えております。

それと2番目の有効な方法というのを財政係長のほうから御説明をいたします。

○議長（長野 正明） 平田財政係長。

○財政係長（平田 栄一） 失礼します。企画財政課、平田と申します。金融機関への預金、その他有効な方法となっておりますけれども、会計課長と協議しながら、銀行等なり証券会社とか、国債とかその時々有効なもので積み立てを考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（長野 正明） 11番、山内議員。

○議員（11番 山内 剛） 先ほど申しましたように、金融市場は、公的資金なんか非常に一番だましやすいちゅうのがこの前、私も話も聞きましたし、それは今後御注意をお願いしたいと。

それと、単純に考えて、5億円ぐらい要るとすれば、大体10年間ですから年間5、6千万ぐらい基金を貯めていくちゅう、マクロな考えでいいわけですかね。

○議長（長野 正明） 平田財政係長。

○財政係長（平田 栄一） 具体的な数字が、今ぐらいの段階では毎年幾らずつということはおちょっとできませんけれども、毎年この3月議会の段階になりますと、その年の歳入並びに歳出のおおよその額が確定するかと思っております。歳入超過の場合につきましては、その分について基金のほうに積み立てを余計目に持っていくような形で考えておりますので、ちょっと今の段階で

具体的に幾らずつということは、ちょっと申し上げることはできません。よろしくお願いします。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 補正予算書の16ページを見ていただきたいんですけど、ここに今年度は、この補正予算では、1億5,000万というふうにしています。それは、宝くじの金を町村会で分けるということを決めまして、ことしは1億円ずつみんなで当分に分けたんですね。一応その1億円もこの中に入っています。で、毎年幾らというのは決められないんですけど、とりあえずは、その1億円分を加えてということをつくった基金がこれなんです。

○議員（11番 山内 剛） わかりました。

○議長（長野 正明） 6番、林議員。

○議員（6番 林 威範） 山内議員の質問と重なりますが、この第3条第2項の「最も確実に有利な有価証券に代えることができる」という、この「代える」、その権限者は、先ほどの話だと、会計課長さんなりその執行部のほうで相談して、代えた後にこちら側に報告とかはあるわけですか。非常に危険だと思うんですよね。そもそも有価証券自体が確実ではないと私は思っているんで、その辺の投資というか権限はだれにあるのか、そういうところを教えてくださいと思います。

○議長（長野 正明） 平田財政係長。

○財政係長（平田 栄一） 先ほどの質問にお答えします。

「確実な有価証券等に代えることができる」というその言葉につきましては、会計管理者のほうで決めて行っていくような形になっております。確かに有価証券がなかなかちょっと正しいかどうかとはわかりませんが、今のところ国債を有効に活用して積み立てを行っているような次第でございます。

以上です。

○議長（長野 正明） よろしいですか。

[なし]

○議長（長野 正明） それでは、1日目の質疑は、これで終わります。

日程第11. 議案第3号 大刀洗町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第11、議案第3号大刀洗町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案の朗読をお願いします。高良係長。

[総務秘書係長朗読]

.....
議案第3号 大刀洗町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。柵町総務課長。

○総務課長（柵町 守俊） それでは、議案第3号大刀洗町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容について御説明をいたします。

提案理由といたしましては、朗読のとおりでございまして、大刀洗町特別職報酬等審議会から答申を受けた平成24年度の議員報酬月額の見準に基づき、報酬月額の改定をお願いするものでございます。

お手元に平成24年2月27日付の答申書の写しを差し上げてあるかと思っております。議案第4号から第6号までも関連がございますので、まずこの答申の内容について御説明を申し上げたいと思っております。

次のページをお願いしたいと思います。この答申書、24年2月27日付で、報酬審議会から町長あてに答申がなされた分でございます。

まず、平成24年度特別報酬等の額の改定について答申を、会長であります柳会長のほうから2月27日に町長あてに答申がございました。

平成24年度における町長、副町長及び教育長の給料の額並びに議会議員の報酬の額の改定について別紙のとおり答申をいたします。また、21年度の本審議会の答申にありました非常勤の特別職で報酬が年額で規定されているものにつきましても審議をいたしましたので、あわせて答申が出されたところでございます。

それでは、次のページが答申書でございます。

本審議会は、諸般の事情を多面的かつ総合的に勘案した結果、平成24年度の答申基準額は、下記の表のとおりとするということで、答申基準月額を示されたところでございます。

町長以下、それと非常勤の町長、副町長、教育長、議長、副議長、委員長、議員と、あと非常勤の特別職もあわせて答申の基準額を示しております。裏面までですね。

それでは、1ページから内容をちょっと御説明したいと思います。

(一) でございますが、審議を行う上での基本的な事項の確認を最初に行ったところでございます。①から⑩までここに記載しておりますように、平成23年度の人事院勧告、また②号では、福岡県の町村特別職給与等基準設定委員会が、平成22年11月26日付で、福岡県町村会長に答申した県内町村の特別職等の基準額及び基準率と、あるいは③、④、⑤、⑥というような形で、

最後に⑩番を見ていただきますと、平成21年度の本審議会の答申において、25年度までの4年間で基準額及び基準率の中間値まで段階的に引き上げるといった意見書が提出されているということを確認しながら、(二)のほうに入っていったところでございます。

一応審議の内容としまして、審議資料とその説明でございますが、(1)で町の財政状況を説明をいたしております。また(2)では、町長、1期目の公約の継続がどういうものか。また(3)では議員の定数、(4)では県内実態の状況等を踏まえて説明等を行ってきたところでございます。

次のページの2ページをお願いいたします。

(三)でございますが、具体的な答申の検討をどうするかということでまた審議をいたしたところでございます。

(1)を見ていただきますと、21年度の答申に関してどうするかということ踏まえまして、①から⑤までをいろいろと出していただきました。答申から既に2年が経過し、社会情勢も変わってきているとか、②では、基本的に単年度で本則額を答申するのが審議会の役目ではないのかとか。また③では、答申にとらわれずに新しい考えで答申してもいいのではないのかとか。⑤では、今年度は全国的なこと、震災など災害等も多うございましたので、その後の経済状況を考えると上げにくいとかいろんな意見が出ました。

(2)では、経済状況についても意見が出たところでございます。

また(3)では、給料・報酬についてでございますが、②下げる必要はない、引き上げをもっと緩やかにしてみてもどうかとか、据え置きでもいいのではないか。また議員報酬に関しては配慮が必要ではないか。引き下げによって士気に影響が出てくるのは困るとか、報酬に見合った仕事をしてもらえばいいとか、いろんな意見が出されたところでございます。

それを受けまして、(四)のところでございますが、審議の基本的な考え方と具体的な方針の決定をここでしたところでございます。

2行目になりますが、本審議会は、特別職及び教育長の給料月額並びに議会議員の報酬月額は、その職務の内容や責任の度合いに応じて正当に評価され、かつ相応な額が補償されるべきであることを基本として、3番目の審議も踏まえまして、平成21年度の答申を踏襲するのではなく、平成23年度の額を基本に24年度の額を引き上げることとして審議をしてきたところでございます。

その意見も①から⑫までいろいろ意見が出されておりますので、書いているところでございます。

①から③、今の情勢で据え置きでもいいと思うが、町の情勢もよくなってきているとか、⑦でいえば、就職難とか状況はあるが、少しは引き上げていいと思うとか。判断が厳しい、据え置き

という気がしないでもないとかいろんな意見が出されたところでございます。

また、⑩では、基本的に平成21年度答申の県内の同規模団体の中間値を採用するのがベストである。しかし、今の情勢では難しいとか。⑪では、平成21年度答申をスライドさせたらどうかとか。また⑫番では、中間値までの引き上げを、21年度の答申は、25年度までで段階的に引き上げるというような内容でございましたが、これを26年度、あるいは27年度まで延ばしたらどうかとかいろんな意見が出されたところでございます。

そういうことを踏まえまして、(五)の試算結果の検討といたしましては、ここにありますように、③福岡県町村会の基準額が平成22年度において引き下げられているので、中間値を採用するとすれば、21年度は「81万9,000円」で基準、答申をいたしておったが、今回は「81万」になるということも含めてされたところでございます。

そういう状況を踏まえまして、⑤にございますように、町長以下議員さんまで、一応24年・25年・26年・27年度というふうな試算をいたしておりましたが、一応町長の月額が「81万9,000円」を「81万」になりましたので、一応中間値を平成26年度に持ってきたところでございます。

そういうことを踏まえて、最終的に(六)番で結論を述べておりますが、特別職及び教育長の給料月額並びに議会議員の報酬月額につきましては、本審議会としては審議の結果、次の結論に至り、平成24年度の基準額を答申することとするということでございます。

次のページ、(4)でございますが、(1)で特別職及び教育長の給料月額については、平成22年11月26日付、福岡県町村会長に答申した県内町村の特別職等の基準額及び基準率の中間値を採用すると。(2)では、議会議員の報酬月額は、全国町村議会議長会政策審議会が昭和53年7月に検討した議員報酬のあり方による議員報酬の町村長給料月額に対する標準比率の中間値を採用すると。(3)では、ただし急激な人件費の増額を避けるため、中間値への到達時期は平成26年度とするということでございます。(4)では、24年度から26年までの3年間で引き上げるに当たっては、今回は、24年度の基準額を答申するというふうになったところでございます。

(七)では、非常勤特別職の報酬の年額でございますが、非常勤の特別職で報酬が年額で規定されている委員の方がおられますので、それについては、21年度の本審議会の答申を尊重するとの結論に至り、平成24年度の基準額を答申するというふうになっているところでございます。

(八)番でございますが、付言といたしまして、平成23年度における本審議会の結論は、平成23年度の社会情勢、財政状況等に基づき、平成24年度の基準額について審議した結果によるものであり、将来にわたって拘束するものではないと。また、今回の答申後において、さらなる社会情勢等の変化があった場合には、社会的・一般的状況との均衡に配慮すべきことを付言す

るということで、会長のほうから町長に答申がなされたところでございます。

また、審議会の委員の方のメンバーについては、次のページに掲げているとおりでございます。それを受けまして、内容の説明を行いたいと思います。

2ページをお願いしたいと思います。ここに新旧対照表を載せております。一応改正の額を下線を引いておりますので申し上げたいと思います。議長が「33万3,000円」を「34万1,000円」、副議長「26万6,000円」を「27万1,000円」、常任委員長「24万4,000円」を「24万6,000円」、議会運営委員長「24万4,000円」を「24万6,000円」、議員「23万9,000円」を「24万1,000円」に改定をするものでございます。

一応21年度の答申額では、示された金額としましては、議長が1万7,000円、副議長1万円、常任委員長5,000円、議会運営委員長5,000円、議員5,000円の21年度の答申でございましたけれども、今回につきましては、諸般の事情等いろんな面も含めまして、この引き上げ額を掲げましたので、議長で2.5%、副議長が1.85%、常任委員長が1.2%、議会運営委員長も同じく1.2%、議員で0.83%になったところでございます。

一応その基準の決め方については、21年度の中でありますように、一応町村長の副町長につきましては、町村長の割合からいって73%から80%の基準率がございますので、その中間値ということで76.5%です。教育長については、町村長の65%から73%でございますので、69%を一応最終基準額になるところでございます。

また、議長におかれましては、町村長の給料月額40～50%相当額となっておりますので、本町におきましては45%の中間値、副議長におきましては33%～37%の相当額ということで35%、議員につきましては、30～31%の相当額ということで、大刀洗町は31.5をめどに一応段階的に引き上げるというふうな内容となっております。

以上、説明が簡単でございましたけれども、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 1日目は、質疑なしと認めます。

日程第12. 議案第4号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第12、議案第4号大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案の朗読をお願いします。高良係長。

.....
議案第4号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。棚町総務課長。

○総務課長（棚町 守俊） それでは、議案第4号大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由及び内容の説明をいたします。

提案理由につきましては、先ほど朗読があったとおりでございます。

それでは、新旧対照表をもって御説明いたしますので、6ページをお願いいたします。

第1条でございます。アンダーラインの「第203条第4項」が、改正では「第230条の2第4項」になります。改正前は、議員報酬、費用弁償及び期末手当の条文を上げておりましたので、正しくは改正後の203条の2第4項が非常勤の者の報酬及び費用弁償等の額を定める条文でございます。

別表第1でございます。ここにアンダーラインで引いている部分でございますが、年額で示しているものについて、今回改正をお願いするものでございます。これは、先ほど議案第3号でも申し上げましたように、21年度の審議会の答申を尊重した額をここに改正を行っているところでございます。

それでは、改正後の額を申し上げたいと思います。監査委員、有識、年額で26万5,100円、同じく議会選出18万5,500円、選挙管理委員会委員長9万5,700円、同じく委員8万600円、次のページでございます。7番、農業委員会会長32万500円、副会長27万4,500円、同じく委員27万3,100円、福祉委員でございます。6万3,900円、消防団団長23万1,800円、副団長17万7,800円、分団長17万4,200円、副分団長14万8,500円、班長6万500円、機械班長16万7,100円、機械委員7万4,900円、団員3万2,400円、教育委員会委員長26万3,100円、職務代理者23万2,100円、委員22万2,400円、公民館分館長4万3,700円、それと次のページでございますが、改正前の校区センター嘱託職員については廃止を行います。左の地域おこし協力隊員として新たに15万円でございます。

以上が、今回改正をお願いするものでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。10番、森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） 森田でございます。ちょっと今のことで課長にお尋ねしますけれども、今のページの9ページ、このセンター嘱託職員がなくなって、地域おこし協力隊員という

ことが出ておりますが、これはどういうふうな位置づけのものですか。

○議長（長野 正明） 川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） 森田議員の御質問に対して御説明申し上げます。

校区センター嘱託職員は、今大刀洗南部コミュニティーセンターと菊池の校区の就業改善センターのほうに今2人、嘱託職員で活動していただいておりますけれども、来年度からは一応……、失礼しました、各校区に1人ずつと、あと社協のほうに1名ということで、5名一応嘱託職員として活動していただいております。来年度からは、各校区、自主的に人員を選任していただいで活動していただくということで……。失礼しました。ちょっと勘違いして説明しましたが、今社協のほうから各校区に事務員として……。

失礼いたしました。再度説明いたしますけれども、この校区センター嘱託職員というのは、校区センター長として秋吉センター長と安丸センター長を今センター長でいらっしゃる方になります。これにつきましては、11月と12月、校区センター運営委員会を開催しまして、来年度から全校区センターとも各校区で地域にいらっしゃる方を採用していただいで、その方を中心にしていただくということで廃止をするようにしております。今の校区センター長については、各校区で補助をする交付金の中で採用をしていただくということで進めてもらうようにしておりますので、廃止ということです。

今回の地域おこし協力隊員というのは、これにかわるものということじゃなくて、今大刀洗ブランチということで、2名、企画財政課のところ、今年までは緊急雇用の補助を一部活用しまして、地域交流センターで全国公募で採用していただいで、そこから人件費として支払いをしていただいで採用しております。

町としては、その地域交流センターとの委託契約の中で採用をしていただいでいるということですが、来年度からは、実は総務省の補助事業の中で地域おこし協力隊という制度がありまして、各自治体から委嘱状の公布により委嘱を受けた地域協力活動に従事する者に対して、これが1人当たり350万を上限とした特別交付税措置を行うという財源手当というのがあります。それを活用して大刀洗ブランチの活動をしていただくということで、今回地域おこし協力隊員としてこの非常勤の特別職として位置づけをしていただいで、町のほうが委嘱をして活動をしていただくということで考えております。そういう形で校区センター嘱託職員を廃止をして、新たに大刀洗ブランチの活動の職員の方を町が非常勤特別職として委嘱をするという形で提案しております。

以上です。

○議長（長野 正明） 10番、森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） 今、課長から……。

○議長（長野 正明） 起立をしてお願いします。

○議員（10番 森田 勝典） 起立がいいですか。はい。わかりました。よく教えてください。
新人でございますから。

では、もう一度お尋ねしますけれども、今、年額350万というのがくるということですが、これは、時限つきですか。今からずっとそのままでしょうか。

○議長（長野 正明） 川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） 今の森田議員の御質問にお答えいたします。

これは、上限が350万ということになっておりますが、これは、特別交付金の中に措置されるということで、期間としては、最長3カ年というふうになっておりますので、長くても3カ年という形になります。

以上です。

○議員（10番 森田 勝典） はい。わかりました。

○議長（長野 正明） よろしいですか。

ほかにございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 関連です。月額15万というのは、非常勤ということで、週、何日の勤務でしょうか。

○議長（長野 正明） 川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） 今の御質問にお答えいたします。

一応今のところ、今までどおり基本的には、週5日ですかね、今までどおりの活動をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 今までどおりということは週5日、週5日ということは非常勤の対象になるのでしょうか。

○議長（長野 正明） 中山副町長。

○副町長（中山 哲志） 花等議員の御質問にお答えします。

常勤と非常勤の違いでございます。基本的には、常勤職員の大体4分の3より少ない勤務日数というのが大体非常勤であろうかと思えます。ですから、先ほど企画財政課長のほうから、5日間そのまんま勤務をしていただくというふうに御答弁を申し上げましたけれども、今いるランチについては、今回お願いしております地域おこし協力隊員としての活動とNPO法人の職員としての活動があると。ですから、地域おこし協力隊員の活動としては、非常勤になるような、まるまる5日ということではなくて、3日なり4日なりの活動になると思えます。非常にこれはわかりづらくて恐縮なんですけれども、先ほど特別交付税措置の話がございましたけれども、地域おこし協力隊員として報酬として支払うのがこの額でございます、別途NPO地域交流セン

ターのほうに業務委託で交付税措置の範囲内で委託する分もございます。これは、いろいろその職員に対する支援等を引き続きNPO法人のほうからしていただく必要もございますし、必要な活動経費を賄う必要もございますので、このような形にさせていただいているところでございます。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 名称は、地域おこし協力隊員ということですが、位置づけとしては、嘱託職員になるわけですね。

○議長（長野 正明） 川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） お答えいたします。

先ほど副町長からありましたように、多くの業務については、嘱託という形での活動になってくると思いますので、嘱託職員の位置づけになります。ただ、それ以外のときは、先ほど説明がありましたように、委託事業として今までの例えばホームページとか、いろんな情報発信をしていただくということで考えております。位置づけとしては、嘱託職員ということです。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 公務員は、アルバイトは禁止されておりますが、嘱託職員についてはいかがでしょうか。

○議長（長野 正明） 田中人事法制係長。

○人事法制係長（田中 豊和） 花等議員の御質問にお答えいたします。

非常勤の職員、非正規職員につきましても、地方公務員法上、兼職は禁止されてきますので、その部分につきましては、営利企業従事許可を申請していただきまして、町のほうから許可を出すという形で手続を進めたいと思っております。

以上です。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 町の許可があれば、許可できるということですね。

○議長（長野 正明） 田中係長。

○人事法制係長（田中 豊和） 花等議員の御質問にお答えいたします。

今、大刀洗町の正規職員の中でも、介護保険関係等で審査委員ですかね、ちょっと私、正確な名称はわかりませんが、そういった審査委員に就任されるような場合には、営利企業の許可従事の申請をしていただきまして、勤務時間外、もしくは年休で対応するというような条件をつけまして、営利企業への従事の許可をしております。

また、各種統計調査におきましては、職員が調査員となる場合におきましても、国からの任命になりますので、こういった場合におきましても、必ず営利企業の従事許可を申請していただき

まして、町長のほうから許可を出しているという形で対応をしております。

以上です。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） ということは、この地域おこし協力隊員の方は、町から月額15万とNPO法人のほうから、何がしかの給料がくるということで考えますと、当然その許可が出されるということと考えるとよろしいでしょうか。

○議長（長野 正明） 田中係長。

○人事法制係長（田中 豊和） 花等議員の御質問にお答えいたします。

今、企画財政課地域づくり係と協議しておりますのは、この地域おこし協力隊につきましては、大体町の嘱託職員としては週4日程度を考えているということです。ですので、週4日の勤務ということになれば、社会保険等も協会健保、ほかの非正規職員と同じように町が加入するというようなこととなりますので、その辺も含めまして、営利企業に従事する場合は、NPO法人のほうの活動に従事する場合につきましては、先ほども申し上げましたように、営利企業への従事許可をとっていただくというような形で対応していきたいというふうに考えております。

○議長（長野 正明） よろしいですか。

ほかに。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） ちょっと1ページで、区長の区長手当のことで御質問いたします。

区長の年均等割が31万3,600円になっておりまして、1戸当たりの手当というのが予算の範囲内ということですが、今この割合というのは、どれくらいになっておりますでしょうか。その均等割と戸数割の金額の割合、今わかりますれば。わからなかったら後日でも結構です。

○議長（長野 正明） わかりますか。棚町総務課長。

○総務課長（棚町 守俊） 間違ったらいけませんので、後でまた調査をして報告します。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 数年前に調査をしましたときに、そのときが三、四年前だったかと思いますが、均等割が3.5、戸数割の総額が6.5ということで、これを年次、この区長の手当が設けられた当初は、5対5だったそうです。その基準に戻すということで、毎年0.5ずつ修正をしていくという約束ができておりました。ところが、二、三年前からこれが凍結されたままになっているんですが、そこのところは、何か引き継ぎがあっているのか、なし崩しになっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（長野 正明） 棚町総務課長。

○総務課長（棚町 守俊） 今、花等議員が言われるようなことは聞いておりますけれども、やはり区長の区長さん方のどういうふうな意見も踏まえて、今後検討していくちゅうふうになってい

たかと思いますが、現実にはまだ進んでいないということのようです。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） この戸数が随分増えてきまして、この格差というのがとても開いてきているのは事実です。小さいところは、より戸数が減って、大きいところはもうすごく、言ったら35対500ぐらいになっているかと思うんですね、戸数にすれば。そこら辺をもう一度、今年はこれでいいとしまして、もう一度ここは考えてほしいところであります。

○議長（長野 正明） 棚町総務課長。

○総務課長（棚町 守俊） 今後、区長会等も含めまして検討していきたいと思っております。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） それでは、これで1日目の質疑を終わります。

日程第13. 議案第5号 大刀洗町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第13、議案第5号大刀洗町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案の朗読をお願いします。高良係長。

[総務秘書係長朗読]

.....

議案第5号 大刀洗町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。棚町総務課長。

○総務課長（棚町 守俊） 議案第5号大刀洗町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容の説明を申し上げます。

提案理由につきましては、朗読のとおりでございます。

それでは、1ページをお願いしたいと思います。

先ほど係長のほうからも朗読しましたように、町長の額を「78万5,000円」から「79万3,000円」に、副町長の給料を「61万4,000円」から「61万7,000円」に改正をするものでございます。

これにつきましても、第3号議案のときに説明いたしましたように、21年度の答申では、1万7,000円引き上げの2.1%でございました。今回8,000円の引き上げになりますの

で1.01になるところでございます。

副町長におきましては、21年度の答申で申し上げますと、6,000円の引き上げが今回は3,000円でございますので、0.49%の引き上げとなるものでございます。

附則でございまして、この条例は、平成24年4月1日から施行する。

特例措置を設けております。平成24年度に限り、別表第1の表中、町長の給料ですが、「79万3,000円」を「71万3,000円」と読み替えるものでございます。10%の削減ということでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 先ほどの何ですか、写しのところで説明があったかと思うんですが、町長の10%削減という根拠は、何か。

○議長（長野 正明） 棚町総務課長。

○総務課長（棚町 守俊） 町長のほうから10%の申し出がございましたので、附則でうたっているところでございます。24年度に限り1年間ですね。そういうことです。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 今の件でございしますが、町長は、1期目は、たしか2割削減だったと、今度は1割削減ということで、いいんですか。そういうことで。

○議長（長野 正明） 4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） それで、今年に限りと書いてありますが、町長のお考えとしては、この2期目の4年間については、どのようにお考えなんでしょうか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 答えます。一応2期目も4年間、10%削減でいくつもりでございます。

○議長（長野 正明） 4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） これは、ちょっと住民の方は知らないと思うので、これはどういったものか、ちょっと考えさせていただきたいと思うんですが。

それから、先ほどから議員の引き上げ、それからこの二役、それからこの後、教育長が出てくるんですが、この引き上げによって、その町の負担が総額で年間どれほど上がるか、そのような試算はなされておりますでしょうか。

○議長（長野 正明） 棚町総務課長。

○総務課長（棚町 守俊） 今回、提案する額でいきますと、町長が年間に12万ほど増えます。ただ、減額の関係がありますので、ちょっとそこをもう一回見ます。

それと、副町長が4万5,360円ぐらいと見込んでおります。教育長で3万240円ぐらい

です。

あと、議員ですが、みんなの12名で54万ほどの見込みになっているところでございます。総体的には、73万6,000円ほどの強の増額となる見込みであります。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 自分の給料のことでちょっと話しにくいんですけども、実は、町村会で協議をある程度しているんですね。それで、もう以前は、とにかく10%とか20%とかされているところがほとんどでしたけど、今は、大体元に戻しているところが多くなっているんですね。なるべく改選した場合には、元に戻そうというふうな動きになっています。そういうことです。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） それでは、1日目の質疑をこれで終わります。

日程第14. 議案第6号 大刀洗町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第14、議案第6号大刀洗町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案の朗読をお願いします。高良係長。

[総務秘書係長朗読]

.....

議案第6号 大刀洗町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。柵町総務課長。

○総務課長（柵町 守俊） それでは、議案第6号大刀洗町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由及び内容の説明を申し上げます。

提案理由は、先ほど朗読がございましたとおりでございます。

1ページをお願いしたいと思います。教育長の給料を「55万7,000円」から「55万9,000円」に改めるものでございます。

附則、この条例は、平成24年4月1日から施行する。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。9番、平田一成議員。

○議員（9番 平田 一成） ここにわずか2,000円ですね。しっかり教育を守ってもらって

いる教育長が、わずか2,000円ぐらいじゃなくして、我々議員ならどうでもいいですけど、やはりもうちょっとぐらい頑張ってもらえる、人事評価と同じで頑張っている方には、少々多くあげるといような、それは私の勝手かもしれませんが、もう少しぐらい幅があつていいんじゃないかと思いますが、ちょっとお尋ねだけいたします。

○議長（長野 正明） 棚町総務課長。

○総務課長（棚町 守俊） お答えいたします。

第3号議案でも申し上げましたが、一応答申基準額なり基準率があるわけですね。その中で、一応1万人以上2万人未満の町村長が76万1,000円から86万の枠に入ります。その中の中間値が81万円になります。大刀洗町で言えばですね。教育長は、基準率といたしましては65%から73%ということで、その中間値をとれば69%になるわけでございます。若干まだ69までいっていませんけど、そういう状況を審議会の中でもいろいろと御審議をしたところでございます。

以上です。

○議員（9番 平田 一成） はい。わかりました。

○議長（長野 正明） ようございますか。

ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） ないようでしたら、これで1日目の質疑を終わります。

これで、午前中の審議を終わります。午後は、午後1時より再開いたします。

休憩 午前11時55分

.....

再開 午後1時00分

○議長（長野 正明） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先立ちまして、区長手当についての説明がありますので。棚町総務課長。

○総務課長（棚町 守俊） 区長の区長報酬についてお答えします。

19年度は、平等割が35%、戸数割が65%でございました。20年が平等割が40%、戸数割が60%になっております。

過去のことを申し上げますと、一応区長報酬については、総額を変えずに均等割を45%、戸数割を55%に数年をかけて変更というふうなことがあったようでございますけれども、なかなか区長の意見がまとまらないということを含めまして、今のところは、先ほど申しました4対6の割合できているところでございます。

以上です。

○議長（長野 正明） 花等議員、よろしいですか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 最終的に45対55。私は50対50というふうに聞いていたと思いますが。

○議長（長野 正明） 棚町総務課長。

○総務課長（棚町 守俊） 私が昨年4月に引き継いだところでは、そういうふうな回答がございましたので、では再度確認します。

○議長（長野 正明） よろしいですか。

○議員（8番 花等 順子） はい。お願いします。

○議長（長野 正明） 田中人事法制係長。

○人事法制係長（田中 豊和） 午前中に、議案第4号で地域おこし協力隊員につきまして、地方公務員法の適用について、花等議員の御質問に対して御答弁いたしました。誤りがありましたのでこれを訂正をさせていただきます。

まず、地方公務員法上では、職員は一般職と特別職の2つに分けられておりまして、私は勘違いをしまして、この地域おこし協力隊員を嘱託職員というふうな感じでちょっととらえておりましたので、ちょっと勘違いをしておりました。実は、この地域おこし協力隊員は、地方公務員法第3条第3項第3号に基づきます嘱託員になります。嘱託員になりますと、同じく地方公務員法第4条におきまして、この地方公務員法の適用される職員の範囲が定められております。この中におきまして、特別職は除くというような規定になっております。あくまでも一般職のみが地方公務員法の適用範囲となりますので、花等議員御質問の地域おこし協力隊員につきましては、地方公務員法上の制約は受けないということになります。

以上でございます。おわびして訂正いたします。

○議長（長野 正明） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

日程第15、議案第7号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第15、議案第7号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案の朗読をお願いします。高良係長。

[総務秘書係長朗読]

.....
議案第7号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。東税務課長。

○税務課長（東 義一） こんにちは。税務課長の東と申します。議案第7号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由と内容の説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、先ほど朗読のとおり、今回の改正は、東日本大震災からの復旧に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保にかかわる地方税の臨時特例に関する法律等の施行に伴い、個人住民税における均等割の課税、標準税率の引き上げ、たばこ税の税率の引き上げを行う必要があるために改正を行うものでございます。

それでは、今回の改正について、議案書の新旧対照表により、内容の説明をいたします。

3ページ、4ページをお願いいたします。

町条例第95条であります。これにつきましては、たばこ税の税率について定めているところでございます。

たばこ税の税率によっては、平成22年10月1日に改正が行われているところでございますが、今回の改正は、たばこ1箱自体の単価を上げるということではなく、都道府県たばこ税と市町村たばこ税との間で税率を調整することによって財源を移すというものでございます。

それでは、先ほど申しましたように、納税者の税負担というものを変えるものではございません。現行の1,000本につき、「4,618円」を「5,262円」に改めるものでございます。

続きまして、次のページでございますが、附則第16条2の関係でございます。同条第1項中「町」を削り、たばこ税の税率の特例で三級品の製造たばこによっては、現行の1,000本につき、「2,190円」を「2,495円」に改正するものであります。これは、法人税の実効税率の引き下げにより、都道府県及び市町村の法人住民税が減収になる一方で、課税ベースの拡大により、都道府県の法人事業税には、増収というアンバランス的な関係ができて、都道府県については増税、それと市町村によっては減収というバランス関係が生じるところでございます。この都道府県と市町村の増・減収を調整するために、減収額に相当する額をこうした県と町とのたばこ税の税率によって調整するものでございます。

参考に県のたばこ税率でございます。県のほうも今回改正案が出されたと思いますが、県のほうによっては、1,000本につき、「1,504円」を「860円」、640円の減です。それと、二級たばこにつきましては、「716円」を「411円」のマイナスの305円でございます。これを町のほうに640円を足した分のたばこ1,000本あたりについての2,190円に305円を増するという形でございます。

これにつきましては、法人実効税率というもので引き下げになったのが原因でございますが、この法人実効税率とは、国と地方税を合わせた企業の実際の税負担を示す中で、国税の法人税と——地方税の法人住民税と法人事業税を合わせ、国税の法人税額を計算する際に、事業税を費用扱いすることに使われているところでございます。

それで、法人税の表面税率を下げれば、法人住民税も減るという形の現象が起きるというかたちで、今回は、県のたばこ税と町村のたばこ税の調整という形で税率が単価が上がるということでございます。

続きまして、第22条、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例でございます。これにつきましては、昨年の3. 11に発生いたしました東日本大震災に伴って、被災された方についての税法上の優遇措置特例でございます。

大震災により被災された方については、毎年のごとくであれば、2月16日から3月15日まで確定申告をされて、その年度が終わって次の年の課税という形になりますけど、皆さん御承知のとおり、被害に遭われた方につきましては、まだ確定申告の段階でなくて、そういった雑損損害等のまだ把握等が困難という形で、被災者の方にあつては、自分の選択ちゅうか、被災された方について、制度を24年度で平成23年度分の所得について、この雑損控除額等の特例を適用するか、または特例として平成22年分の所得について適用するかという二者択一の選択が与えられているところでございます。しかし、そういった形で、第22条につきましては、特例関係のことを記載しておりますが、文言の挿入関係という形で改正がなされるものであります。

続きまして、個人住民税、個人の町民税の税率の特例等でございます。これにつきましては、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時的措置として個人住民税の均等割の標準税率の引き上げを行うものでございます。

期間によっては、平成26年度から平成35年までの間、個人住民税の均等割の税率を年額500円引き上げでございます。年額、現行が「3,000円」でございますので、年額「3,500円」という形になります。

当町において、平成24年度の均等割関係の試算をしてみますと、対象者が6,514人関係で500円の引き上げという形になりますと、325万7,000円ほどの増という形になります。

それと、500円の引き上げにあつては、後で地方交付税の算定に導入するという形で説明会の中では聞いております。

それと、都道府県民税の均等割でございます。一緒に町県民税という形で賦課徴収しておりますが、同じく県の県民税の均等割につきましても、年額500円引き上げという形で年額2,000円という形になります。現行は1,500円でございます。

それで、最終的に均等割関係の500円増になりますと、年額町民税が、町が3,500円、町県民税が2,000円という形で、合計の5,500円という形で賦課徴収するという形になります。

施行期日でございますけど、第1条で、この条例は公布の日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（１）として、附則第 9 条の改正規定及び次条の規定平成 25 年 1 月 1 日。

今申し上げたことにつきましては、1 ページと 2 ページについての施行期日等を御説明申し上げます。

再度申し上げます。（１）附則第 9 条の改正規定及び次条の規定平成 25 年 1 月 1 日（２）第 9 条の改正規定、附則 16 条の 2 第 1 項の改正規定及び附則第 3 条の規定につきましては、平成 25 年 4 月 1 日から。

町民税に関する経過措置でございますけど、第 2 条で平成 24 年 12 月 31 日以前に支払うべき退職手当等に係るこの条例による改正前の町条例附則第 9 条第 1 項に規定する分離課税に係る所得については、なお従前の例による。

第 3 条関係で、町たばこ税に関する経過措置でございますけれども、平成 25 年 4 月 1 日前に課した、または課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例によるという形でございます。

以上で、議案第 7 号の提案理由と内容の説明を終わります。御審議の上、承認いただきますようお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。4 番、平山議員。

○議員（4 番 平山 賢治） 5 ページでございますが、住民税を 500 円加算した場合に、この 500 円の収入が 325 万あるんですが、これは、使い道としてはどのように、その特定財源のような取り扱いになるのでしょうか。説明を。

○議長（長野 正明） 東課長。

○税務課長（東 義一） 平山議員の御質問にお答えいたします。

これにつきましては、防災関係という形でやっておりますが、一般会計関係で措置ができるという形で県のほうから説明を受けております。

○議長（長野 正明） 4 番、平山議員。

○議員（4 番 平山 賢治） 特にその使い道は定めずにとのことですか。防災に限ってということですか。

○議長（長野 正明） 東税務課長。

○税務課長（東 義一） 平山議員の御質問にお答えいたします。

先ほど提案理由で申し上げましたように、防災関係という形でございますが、使途については、現在当町においても、いろんな一般会計の中で防災関係等の予算が計上されていると思います。

それで、先ほどもお答えいたしましたように、県としては、その特定の防災に使いなさいと

いう形ということじゃなくて、いろんな市町村によっては状況が違うと思うんですね、山間部なり、うち方みたいに平野部的なところとかですね。そういうことですので、特定というか、今後防災担当のほうと十分連絡をとりながら、この町県民税の500円引き上げについては、担当課と十分協議していきたいというふうに考えております。

○議長（長野 正明） 4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） それと、さっき説明があった交付税で見られるとかいうのは、どういう意味なんですか。

○議長（長野 正明） 東税務課長。

○税務課長（東 義一） 平山議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの500円の引き上げにつきましては、県の説明の段階では、地方交付税の中で見るという形の説明を受けております。

以上です。

○議長（長野 正明） よろしいですか。

ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） それでは、ないようですので、これで1日目の質疑を終わります。

日程第16、議案第8号 大刀洗町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第16、議案第8号大刀洗町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案の朗読をお願いします。高良係長。

[総務秘書係長朗読]

.....
議案第8号 大刀洗町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。福永生涯学習課長。

○生涯学習課長（福永 康雄） 生涯学習課の福永でございます。議案第8号大刀洗町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由、内容等を説明させていただきたいと思っております。

公民館運営審議会につきましては、社会教育法29条に基づいて設置するものであります。

提案理由につきましては、先ほど朗読がありましたとおりでございます。地域の自主性、及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定によりまして、社会教育法第30条第2項の規定に基づいて、公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めなければならないとされたことに伴いまして、必要な措置を構ずるものでございます。

内容につきましては、2ページの新旧対照表をごらんいただきたいというふうに思っております。

2ページの新旧対照表の11条でございます。第3項につきまして、公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を定めるに当たりまして、参酌すべき基準が定められたところでございます。

第3項に、「委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。」というふうなことで、文言を一部、1行を追加させていただくということになっております。

施行につきましては、平成24年4月1日から施行ということになっております。よろしく御審議のほどお願いしたいと思います。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 1日目は、質疑なしと認めます。

日程第17. 議案第9号 大刀洗町立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第17、議案第9号大刀洗町立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案の朗読をお願いします。高良係長。

[総務秘書係長朗読]

.....
議案第9号 大刀洗町立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。福永生涯学習課長。

○生涯学習課長（福永 康雄） また、続きまして私のほうから、議案第9号大刀洗町立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由、内容等を説明させていただきたいと思います。

図書館審議会につきましては、図書館法第14条に基づいて設置するものでございます。

提案理由につきましては、先ほど朗読があったとおりでございます。地域の自主性及び自立性

を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定によりまして、図書館法の一部改正が行われまして、これまで法律で定められておりました図書館協議会の委員の任命の基準が削除されたことに伴いまして、文部科学省省令で定めます基準を参酌して条例で定めなければならないとされたことによりまして、必要な措置を講ずるものでございます。

2ページの新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。

ここにも、5条の第3項に挿入をさせていただいております。図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たりまして参酌すべき基準が示されたところでございます。ここに、「委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者のある者の中から、教育委員会が任命する。」というふうな文言を追加をさせていただいているところでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 先ほどの公民館設置条例もですが、ここで文言ですけど、最近は、「学識経験者」というよりも「識見を有する者」という表現が多くなっているかと思うんですが、そこは、あえて学識経験ということであってあるのでしょうか。

○議長（長野 正明） 福永生涯学習課長。

○生涯学習課長（福永 康雄） 花等議員の御質問にお答えいたします。

これにつきまして、文部科学省令のほうで参酌すべき基準というふうなことが決められております。参酌すべき基準というのが、ある程度それを守ってくださいということで述べられておりますので、その文言をそのまま使わせていただいているところでございます。

○議長（長野 正明） よろしいですか。

ほかに。10番、森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） 森田でございます。言葉の違いをちょっとお尋ねしたいと思えます。最初の議案第8号では、一番最後、「教育委員会が委嘱する」になっておりますけれども、次の場合は「教育委員会が任命する」というふうになっておりますが、何か言葉の違いがあるのでしょうか。

○議長（長野 正明） 福永生涯学習課長。

○生涯学習課長（福永 康雄） 任命するということと委嘱とする言葉と思えますけれども、それは法律用語で、こういうふうに委嘱する部分と任命する部分というのは区別をしているところでございます。

○議長（長野 正明） 10番、森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） いやだから、どのように違うんですか。

○議長（長野 正明） どなたが。福永生涯学習課長。

○生涯学習課長（福永 康雄） ただいまの質問にお答えします。

委嘱につきましては、仕事などをほかの人に頼むときに行う行為というふうに解釈をしていただけならというふうに思っております。

済みません。任命につきましてはですけども、官職に任ずることで、職務をお願いするというふうなことでのとらえ方でしていただけたらと思っているところです。

○議長（長野 正明） よろしいですか。

○議員（10番 森田 勝典） 何かはつきりわかりませんが、もうしょうがないですね。

○議長（長野 正明） ほかに。

[なし]

○議長（長野 正明） ないようですので、これで1日目の質疑を終わります。

日程第18. 議案第10号 下水道の排水協定に関する協議について

○議長（長野 正明） 日程第18、議案第10号下水道の排水協定に関する協議についてを議題といたします。

まず、議案の朗読をお願いします。高良係長。

[総務秘書係長朗読]

.....
議案第10号 下水道の排水協定に関する協議について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。野瀬建設課主幹。

○建設課主幹（野瀬 勉） 建設課でございます。議案第10号、小郡市と大刀洗の下水道排水協定について、提案理由及び内容の説明をお答えいたします。

提案理由は、朗読のとおりでございます。

内容の説明といたしましては、大刀洗町が埋設した本管が、一部小郡市の市道及び国道500号を占用しておりますが、小郡の隣接地に大刀洗町の下水道管がある状況で、接続管工事を行えば、すぐにでも供用開始できるような状況であります。その世帯が大刀洗の隣接地、境界地点では15件ほどございます。面積で1ヘクタール程度でございます。その他に数年後に流入する予定地が約30ヘクタールを想定しているようでございます。

供用開始をするには、小郡市と大刀洗町の排水協定が議会の議決が必要でありますので、今回の議会に上程したものであります。

それでは、内容について説明いたします。

第1条は、排水区的で小郡市松崎、上岩田、干潟、及び山隈の一部でございます。

第2条は、工事の施工は、小郡市が全部実施します。

第3条は、建設費負担金は、小郡市が大刀洗町へ支払います。計算の仕方は、2月21日に全員協議会で示したとおりでございます。

第4条は、維持管理負担金、小郡市から流入する大刀洗町の配水管維持管理は、協議によって負担するようになります。

第5条は、使用料の賦課徴収は、小郡市が行います。

第6条は、受益者負担金の賦課徴収は、また小郡市が行います。

第7条、契約期間は、24年の4月から5年間となっております。

以上、内容の説明を終わります。

小郡市と協定を結んでよろしいか、御審議の上、議決していただきますようによろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。11番、山内議員。

○議員（11番 山内 剛） 今ただいま説明がありましたこれで、第1条で、松崎と上岩田と干潟とこうあるわけなんですけれども、それと山隈か。これは大体いつごろ、大体小郡はこころ辺を施工するようになっているのか。

それと、最後にこの7条のところに、協定期間が24年4月1日から29年3月31日になっておりますから、大体29年までにはできるというようなこれは関連がこうあるわけなんですかね。もう極端に言って、もういろいろ言う必要はないけど、小郡が今しよきや何もうちんとは関係ないわけですもんね。それでちょっとお答えを。

○議長（長野 正明） 野瀬建設課主幹。

○建設課主幹（野瀬 勉） 山内議員の御質問にお答えいたします。

すぐに小郡市が行いたい工事については、15件、ちょうど大刀洗町と隣接したところですね。結局大刀洗町の町管が入ったところをすぐに行いたいというふうに小郡市が考えているようでございます。

それと、5年間の一応契約期間を設けておりますが、花立地区ですかね、あそこが30ヘクタールほどございますが、これは、小郡市もまだ変更認可をとっておりません。また認可をとった後に工事着工の予定だと思っております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） よろしいですか。

ほかに。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 今度供用開始の対象となりますこの地区は、小郡市においては、認

可地区ですね。

○議長（長野 正明） 野瀬主幹。

○建設課主幹（野瀬 勉） 花等議員の質問にお答えいたします。

15件については、もう認可されていると思います。ただ、先ほど申し上げました大規模な30ヘクタールについては、まだ今から変更認可の対象でございます。小郡市も変更認可をとって、一応許可を得て、流域のエリア内に組み込んでから一応補助がついて工事を行うという形になります。ちょうどまだ何年後かちゅうとは、小郡市の裁量次第でございますので、はっきりは申し上げられません。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） その花立地区の30ヘクタールについては、大刀洗の今の管に流し込んでも容量としては間に合うと、これは先のことから、今ここで言わなくてもいいかなとは思うんですけども、というふうに見てあるんでしょうか。

○議長（長野 正明） 野瀬主幹。

○建設課主幹（野瀬 勉） 花等議員の御質問にお答えいたします。

流量の関係なんですけど、もう実際試算を全部行っております。それで、30ヘクタールが流入した場合は、管路自体は十分もちます。ところがマンホールポンプ——途中でマンホールポンプがございますが、それについては取りかえが必要になっております。この工事については全部小郡市が負担するようなことで、ちょっと協定書にはうたって——協議になりますけど、うたっておりませんが、小郡市のほうが全負担額をもって取りかえるという話になっております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） ほかに。7番、安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） 7番の安丸です。第3条の建設費負担金の関係で、2月21日の全員協議会の中で説明を受けたときには、一括支払いも含めてというようなこともあったかと思うんですけど、そのときは、何か条文にうたってあったような記憶があるんですけど、その後変更になったということなんですか。お願いします。

○議長（長野 正明） 野瀬主幹。

○建設課主幹（野瀬 勉） 安丸議員さんの御質問にお答えいたします。

2月21日、ちょっと私はいなかったので申しわけないんですが、資料を見る限り、44年間の支払いを一括金で上げてあったと思います。説明がですね。これは15件分だけでございます。

それで、今から30ヘクタールについては、流域を流入すれば、認可区域を入れられれば、当然流下流量がある程度——先ほどもつと言ったのは想定流量でございますもんね。それで実際ち

よっと多目に見た想定流量なんです、その流量でまた15件と同じような考え方の負担金を納めていただくような形になると思います。

以上でございます。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） それでは、これで1日目の質疑を終わります。

日程第19、議案第11号 大刀洗町道路線の廃止について

○議長（長野 正明） 日程第19、議案第11号大刀洗町道路線の廃止についてを議題といたします。

まず、議案の朗読をお願いします。高良係長。

[総務秘書係長朗読]

.....
議案第11号 大刀洗町道路線の廃止について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。野瀬建設課主幹。

○建設課主幹（野瀬 勉） 引き続きまして、議案第11号の大刀洗町道、道路の廃止について、提案理由なり説明をいたします。

提案理由につきましては、先ほど朗読がありましたので省略させていただきます。

1ページめくっていただきたいと思います。

別紙で、路線番号316番、1483番、1550番というふうに路線番号が出ております。すぐ右側に図面を全部つけております。一番上と2番目と、そして裏側にもう一枚つけております。説明をいたします。

316号、高樋13号線、図面を見ていただきますと、一番上のほうの図面になります。赤で書いた部分は、高樋13号線でございます。実際もう町道で1439番で、元口十楽線ちゅう形で、重複した形で青色でございます。路線認定がされております。それでここは重複した部分になっておりますので、316号の高樋13号線を廃止路線とし、1439号の元口十楽線を町道として残すということでございます。

2番目、1483号、鴨屋敷西館線、これは下のほうの図面になります。赤のラインが鴨屋敷西館線、それと青のラインが上高橋10号線でございます。これは、完全に重複しております。それで、今回1483号の鴨屋敷西館線、赤で書いている部分を廃止させていただいて、上高橋10号線をそのまま残すという形にたださせていただきますと思います。

3番目、1550号、稲葉弥次郎線、これは一枚めくっていただいて裏のほうの図面になります。これが、赤のラインが町道1550番の稲葉弥次郎線でございます。ところが、底地ちゅうか、青のラインは県道塔ノ瀬十文字小郡線が現にございます。これが、町道が県道を重複して認定してされておった分でございます。それで、今回1550号の稲葉弥次郎線の廃止をお願いしたいと思います。重複分の町道の廃止をしていいか、御審議の上、議決いただきますようによろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 1日目は、質疑なしと認めます。

日程第20. 議案第12号 平成23年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（長野 正明） 日程第20、議案第12号平成23年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

まず、議案の朗読をお願いします。高良係長。

〔総務秘書係長朗読〕

.....
議案第12号 平成23年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） 企画財政課の川原でございます。それでは、議案第12号平成23年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）について提案理由及び内容の説明を申し上げます。

先ほど朗読がございましたが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億54万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億6,579万5,000円とするものでございます。

第2条では、繰越明許費でございますが、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」によるでございます。

地方債の補正、第3条地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」とするものでございます。

今回の主な補正でございますが、3月補正でございますので、主に各事業の実績を見込んだところでの減額となっております。

一方、追加補正の主な事業としましては、本郷保育園施設整備事業補助金、本郷小学校大規模

改修工事費等を計上いたしております。

それでは、内容の説明をいたしますので、15ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目議会費でございます。補正額207万9,000円の減額でございます。職員手当ほか実績を見込んでの減額をそれぞれいたしているところでございます。

次に、2款1項1目の一般管理費でございます。追加補正額813万7,000円でございます。

まず、2節給与、これにつきましては、人事異動に伴い2名分の減を上げております。269万1,000円です。職員手当等については、通勤手当ほか4つについては、異動に伴うもので、子ども手当につきましては、当初予算で見込んでいた数より申請が多かったために、今回52万4,000円追加をしております。

次に、共済費の基礎年金拠出金追加公的負担金が上がっておりますが、公的負担金の負担率が、12月の国会で改正され、「1000分の29」から「1000分の38.5」に引き上げられた分、これを4月にさかのぼって9カ月分と手当分、合わせて上げております。これは、その予算が組まれてあるところでそれぞれ上げております。ここにつきましては、総務費につきましては、122万7,000円を計上しております。

次の19節負担金補助及び交付金の退職手当組合特別負担金ですが、2名の勸奨退職者分、その方の追加負担分等でございます。1,101万1,000円でございます。

次の16ページですが、同じく総務費の5目財産管理費でございます。補正額1億4,985万円でございます。

まず、12節役務費でございますが、全国自治協議会建物災害共済保険料、これは執行残でございます。

次の委託料、清掃委託料ですが、3年ごとの契約の見直しをしましたので、契約金が下がっております12万8,000円の減額でございます。

次に、14節使用料及び賃借料ですが、電話交換機リース料、これも昨年末、電話を交換しましたので下がっております。その執行残として28万6,000円。

次に、25節積立金ですが、財政調整基金積立金、減債基金積立金ですが、利子分を歳入にあわせて積立金に計上しております。

それから、公共施設整備基金積立金、今後を見込んで、先ほどの基金条例で説明しておりますが、ここに1億5,000万円計上をしております。

次に、8目電算事務費ですが、システム開発委託料、これは今年度の実績で200万減額をしております。

続いて、10目自治振興費、空調機器保安点検委託料ですが、大堰以外の3施設については、空調機器を新しくしております。そのために3つの施設は委託をしておりませんので、その分15万円の減額です。

13目ドリームまつり費、これは13委託料ですが、イベント料減額が60万円、これは事業仕分けにより委託のイベントを多過ぎるということで、23年度は一つ減らしております。その減額分でございます。

14目土地対策費は、国庫支出分の減額が決定されていますので組み替えをしております。

同じく15目無届土地取引実態把握調査費も同じように組み替えをしております。

18目定住促進補助金交付事業費でございますが、600万の減額でございます。これは、大堰団地の分譲でございますが、適用がございませんでしたので全額600万円減額をしております。

続いて、19目社会資本整備総合交付金事業費ですが、これは、平成22年度から始めております防犯灯の整備事業ですが、これが国の事業が打ち切りになっております。その分の減額を設計委託料、工事請負費を含めて2,630万減額をしております。

次のページをお願いいたします。

2款2項1目の税務総務費でございます。7の賃金、臨時職員賃金は、職員1名増となりましたので、途中で臨時職員減分の30万が減額となっております。

19節負担金補助及び交付金ですが、地方電子化協議会負担金、これは額が確定しましたので、差額分3万8,000円が減となっております。

続いて、賦課徴収費でございます。補正額46万の減額でございます。これは、12節役務費は、賦課通知納付書等の郵送料ですが、前は、4期とか期ごとに送付していましたが、一気にまとめて送付をしたということで、減額20万円でございます。

続いて、13節委託料、固定資産評価支援システム保守及び運用サポート業務委託料、これは当初よりの見積りより減で、実績で26万減となっております。

続いて、2款3項1目の戸籍住民基本台帳費でございます。これは、共済費だけですので省略いたします。

続いて、2款4項3目の県知事及び県議会議員選挙費でございますが、これは精算が終わりましたので、それにあわせて68万9,000円の減額をしております。これは今精算方式に変わっておりますのでそういう形になっております。

続いて、次のページの18ページですが、これも町議会議員選挙費でございますが、既に終わりましたので、執行残の分を71万9,000円減額補正をしております。

また、その下の町長選挙費でございますが、これにつきましても無投票でしたので、使わなか

った分を減額しております。438万1,000円です。

次のページをお願いいたします。3款1項1目の社会福祉総務費でございます。2の給料については、これも異動に伴う人件費でございます。

19節の負担金補助及び交付金ですが、社会福祉協議会運営補助金、これは、福祉バスの修理費等の補助でございます。

2目障害児者自立支援費でございます。1の報酬、4の共済費、賃金、役務費につきましては、実績で減額で上げております。

役務費の相談支援サービス利用計画作成手数料につきましては、申請があつておりますので減額をしております。

13の委託料、障害福祉サービス法改正システム修正委託料につきましては、電算係のほうで対応して行いましたので、26万3,000円の減となっております。

19負担金補助及び交付金、心身障害者扶養共済制度補助金、これにつきましては、対象者がありませんでしたので7万7,000円減となっております。

20扶助費でございます。身体障害者施設支援費、知的障害者施設支援費でございますが、今までの実績で残額分——失礼しました。それから次のページの障害者（児）介護訓練費給付金ほか、特別対策費までにつきましては、今年度の実績、それから3月までの見込みを出しまして、減額及び増額の補正を上げております。

次の20ページの23節償還金利子及び割引料ですが、これも高額障害福祉サービス費償還金、実績により11万の減額となっております。

続いて、3目の高齢者福祉費でございます。補正額601万7,000円の減額補正です。今年度の実績で減額をいたしております。

敬老記念品、緊急通報体制業務委託料、これは人数が少なかったということで20万円、それから20の扶助費は、老人保護措置費、これも人数が少なかったということで550万の減となっております。

続いて、8目介護保険推進費、補正額1,095万円の減額でございます。広域連合からの通知を受けまして、それぞれ一般会計分、特別会計分の減額をしております。合わせて先ほど言いました1,095万円となります。

続いて、9目介護予防事業費でございます。補正額137万9,000円の減額でございます。これは、まず9節旅費につきましては、1名減で12万4,000円の減、需用費につきましては実績の10万減、12役務費につきましては、生活機能評価チェックリスト郵送料につきましては、介護保険ニーズ調査のほうを利用して、しておりますので59万7,000円の減となっております。

また、13節委託料につきましては、実績により、合わせて83万9,000円の減となっております。

次の21ページをお願いいたします。3款1項の9目の23節償還金利子及び割引料ですが、平成17年度在宅老人福祉事業費補助金返還金です。これは、制度が変わって一度交付決定したものを再度実績報告して、24年3月に再確定しております。そのためにその差額分を返還した分です。33万1,000円を計上しております。

次に、12目国民健康保険費でございます。28節繰出金の国保会計繰出金、国保財政安定化支援事業でございますが、国の通知で増額分を繰り入れていいということで24万2,000円を上げております。

次に、13目老人保健及び後期高齢者医療保険費でございます。後期高齢者医療保険特別会計事務繰出金と、同じく後期高齢者医療保険特別会計保険基盤安定繰出金の額が確定しましたので、減額で合わせて20万3,000円が減額となっております。

次に、3款2項1目児童福祉総務費でございますが、1億214万1,000円の追加を計上させていただきます。

13委託料につきましては、実績で30万の減。

19節負担金補助及び交付金につきましては、地域子育て支援活動、それから延長保育ですが、これについては実績で減となっております。

一番下の本郷保育園施設整備事業補助金ですが、これが耐震化診断の結果で、耐震化工事と改築工事をということになりましたので、設計及び本体工事、それから解体撤去工事費等で6,135万円を計上させていただきます。これは、国・県が2分の1、町が4分の1となっております。

それから、20節扶助費、これは、それぞれ保育園の運営費、今年度の実績で補正を上げさせていただきます。

それから、次のページの22ページの一番上の認定こども園運営費ですが、これは、平成23年4月より、認定こども園というのでできておりますので、その分が3名分、運営費として上がっております。

それから、23節償還金利子及び割引料ですが、平成22年福岡県保育対策等促進事業補助金償還金、これが30万8,000円、これは、1人雇って実施する予定でしたが、時間調整で対応をしております。

それから、平成22年特別児童手当事務取扱交付金返還金、これは、交付金が確定した返還分です。

それから、その下の保育所運営費償還金については、額が確定して不足分をそれぞれ上げてお

ります。

次に、2目児童措置費でございます。4,773万3,000円の減額となっております。これは、子ども手当ですけれども、当初は案ということで計上しておりましたが、実施の段階で支給の額が下がりましたので、その差額分4,782万9,000円を減額を上げさせていただいているところです。

23節償還金利子及び割引料ですが、平成22年度児童手当国庫支出金返還金、これも額が確定しましたので、その分を上げております。

それから、3目乳幼児医療費給付費が不足をいたしましたので、400万円の追加を上げさせていただいております。

次の23ページをお願いいたします。3款3項1目の国民年金事務費、12節の役務費ですが、パソコン通信料、これは、年金専用のパソコンがありますが、なかなか使いづらくて余り使用していないということで、通信費を減額しております。4万6,000円です。

4款1項1目の保健衛生総務費でございます。これは、7賃金のところに臨時職員賃金28万2,000円の減額となっておりますが、国保特定健診のほうから支出をしておりますので減額となっております。

2目予防費は、831万9,000円の追加をお願いをしております。これは委託料ですが、実績によって予防接種個別分の委託料が減額、子宮頸がん等ワクチン接種委託料が追加で上げさせていただいております。合わせて834万9,000円の追加となっております。

次に、3目環境衛生費の19節負担金補助及び交付金ですが、住宅用太陽光発電システムの設置補助金です。1月末で48件の申請があつて不足する見込みということで、追加で50万円を上げさせていただいております。

5目水道費、これは、上水道事業ですけれども、24節の投資及び出資金、これは、額が確定しましたので、福岡県南広域水道企業団出資金（第二期拡張工事分）50万円の減額となっております。

次に、6目健康増進事業費ですが、補正額としまして35万5,000円の減額で、これは委託料ですが、それぞれの事業が実績で減額になっております。

次に、7目母子保健衛生費242万の減額をいたしております。これにつきましては、11需用費、子ども巡回相談パンフレットにつきましては、今年度は教育委員会の予算で作成しておりますので、減額5万円。

13委託料、妊婦健診委託料については、実績で189万の減額。

子ども巡回相談委託料につきましては、事業が町を通さず県が直接する事業となりましたので、減額を48万しております。

次に、次のページ、10目の難病対策事業費ですが、今年度は申請があっておりませんので、実績で88万8,000円の減額をしております。

次に、4款2項1目のし尿処理費でございます。下水道整備等に伴う営業補てん金ですが、実績に基づいて387万の減額をしております。

2目の塵芥処理費ですが、13委託料、野犬等の死骸処理委託料です。これについては不足をしておりますので、29万1,000円の追加を上げさせていただいております。

続いて、5款1項1目農業委員会費につきましては、8万1,000円の追加を上げさせていただいております。

それから、2目の農業総務費でございます。農事組合長報酬ですが、今まで一般会計から支出をしておりましたが、水田協議会のほうから出していいということで、全額落として、水田協のほうから支出をしております。62万の減額となっております。

それから、3目農業振興費、25積立金ですが、利子歳入分を25万基金に積み立てております。

6目の農村環境整備費です。これは財源の組み替えをしております。

7目農業集落排水事業費28の繰出金ですが、下水道事業特別会計繰出金、これは下水道特別会計への繰り出しでございます。430万9,000円の減額でございます。

15目活力ある高収益型園芸産地育成事業費でございます。19負担金及び補助金及び交付金ですが、活力ある高収益型園芸産地育成事業の補助金ですが、当初3名事業を予定しておりましたけれども、1名だけになったということで410万円の減額となっております。

次の25ページをお願いいたします。雇用対策費、これは緊急雇用の分ですが、事業としては教育委員会の事業が上がっております。少人数学級TT指導者賃金ということで、これは不足分が合わせて57万円。それから13委託料につきましては、福祉課のほうの保育士再就職支援事業委託料、これは対象者がなかったということで178万3,000円減額となっております。

続いて、7款1項1目の土木総務費でございます。補正額348万2,000円の追加をお願いしております。2の給与は人事異動分、それから7賃金、臨時職員賃金は1カ月分の減ということで上がっております。19負担金補助及び交付金、これは県道塔ノ瀬十文字小郡線整備促進期成会負担金、負担金下がった分7,000円減。それから、福岡県道路協会久留米支部負担金については、予算を伴わない協会になったということで、1万円減。主要地方道鳥栖朝倉線改良促進期成会負担金、これは実際結成されなかったということで5万円の減となっております。

次の26ページですが、7款2項3目の社会資本整備総合交付金事業費でございます。これは道路橋梁費でございますけれども、奥野七反牟田線の用地買収の分ですが、起債対象の額の変更で財源の組み替えをしております。

7款3項2目の公共下水道費ですが、これは積立金、25積立金につきましては基金の利子分として積み立てをしております。28の繰出金は、特別会計の繰出金ということで、減額で674万円減額をしております。

続いて、7款4項1目の河川総務費19節負担金補助及び交付金、これは県の河川協会負担金ですが、事業に応じて負担金が決定しております。2万8,000円の減となっております。

次に、7款6項1目の都市計画総務費、筑後川中流域都市計画連絡協議会の負担金ですが、これも予算を伴わない協議会になったということで減額1万5,000円となっております。

続いて、7款7項1目の大刀洗公園管理費ですが、13委託料、夜間警備委託料ですが、入札の結果、下がった分24万円減額となっております。

次の27ページをお願いいたします。8款1項1日常備消防費、これは25積立金で、これも基金の積立金ということで、利子分の積み立てを行っております。

9款1項2目事務局費、これも25の積立金は利子分の積み立てでございます。

それから、9款2項1目の一般管理費、7の賃金13の委託料につきましては、実績で減額をしております。15の工事請負費、大堰小の給食調理室ドア取替工事については、学校の予算で処理しましたので、17万5,000円の減となっております。

2目の大堰小学校費から5の菊池小学校費までですが、これにつきましては目内での組み替えをしております。校長裁量で組み替えをされておるところです。

28ページの6目教育振興費でございます。7の賃金、特別支援教育支援員賃金、これは実績で減額30万円、18の備品購入費、パソコンソフト購入費、これは学校のほうと協議をしまして、予算で上げないということで50万の減額。それから、7目小学校改築費でございます。これは本郷小学校の大規模改修ですが、今回、工事管理委託料と工事請負費で2億6,554万5,000円を計上させていただいております。

次の、8目大刀洗町学力向上推進事業費、11の需用費につきましては、大刀洗町学力向上推進事業要録印刷製本代ですが、教師用として50冊分15万を追加をしております。13の委託料につきましては、減額15万という形でなっております。

次の、9款3項2目の大刀洗中学校費でございます。これも款内の組み替えという形で組み替えが行われております。

3目の教育振興費、不登校生徒指導非常勤講師賃金については、実績で30万円の減となっております。

次の29ページをお願いいたします。9款3項の3目11需用費については、部活動消耗品、これは減額50万となっております。18の備品購入費については、パソコンソフト購入費、先ほどの小学校と一緒に15万の減。教師用指導図書24年度使用分、これは24年度に中学校の

教科書が改訂されるということで、学校の要望と協議をした結果、150万の追加となっております。4目の外国青年招致事業費でございますが、これは共済費と需用費、実績で不足した分と追加で消耗品1万円を上げております。

続いて、9款5項1目社会教育——失礼しました。2目公民館費でございます。分館建設19の負担金補助及び交付金の分館建設事業費助成金です。これは3地区が予定をしておりましたけれども、1地区が、1行政区が見送りましたので、30万の減となっております。

3目中央公民館管理費でございます。これは15工事請負費ですが、電気使用量メーターの新設工事、ガス配管工事ということで、これは商工会と分離をしております。執行残として25万3,000円となっております。

9目文化財調査事務諸費、これは13委託料、空中写真撮影委託料、これは不用になったということで14万の減。14の使用料及び賃借料は、これは実績が終わって残で43万6,000円となっております。

続いて、11目史跡整備管理費でございます。これは8節の報償費、整備指導委員謝金ですが、これは2回予定していましたが1回ということで、実際1回ということで14万の減。それから13の委託料、トイレ及び下水道接続設計委託料、これは建設課のほうで設計をしておりますので130万の減となっております。

それから、14目文化財発掘受託調査費、これは高樋西部開発事業の受託分ですが、工事が終わって執行残が23万8,000円が上がっております。

次の30ページをお願いいたします。9款6項1目の保健体育総務費でございます。19負担金補助及び交付金でございますが、九州全国大会出場補助金ということで、ジュニア選出のほうが出場をするようになっております。してあります。千葉県の方で出場者2名と監督1名分、2分の1の補助をするということで10万円。

それから、4目の運動公園管理費については財源の組み替えです。

11款1項の2目利子でございますが、23償還金、利子及び割引料でございますが、長期債の利子分が確定いたしましたので、677万9,000円を減額をいたしております。

以上が歳出になります。

続きまして歳入に入ります。ページの8ページをお願いいたします。

8ページの歳入ですが、2款1項、まず地方揮発油譲与税から自動車重量譲与税、ずっと順番に上がっておりますけれども、今年度の見込み額を、見込み額で補正を行っております。揮発油譲与税が200万、自動車重量譲与税が400万、利子割交付金が120万、地方消費税交付金が200万、自動車取得税交付金が530万、地方特例交付金が314万9,000円となっております。この一番下の地方特例交付金については、もう額が確定しております。

次の9ページをお願いいたします。地方交付税につきましては、補正額2,593万6,000円を追加をしております。これは額の確定による増額分です。

11款分担金及び負担金の衛生費分担金ですが、これは上水道の配管布設工事分担金、工事費の減による減額です。

11款2項2目の民生費負担金、実績に応じて130万の追加でございます。

4目の教育費負担金、これも実績により5万8,000円の減額。

12款1項4目の教育使用料につきましては、運動公園使用料ですけれども、ことしはテニスコートの人工芝の張りかえをしております。2カ月分が使用料ありませんので、20万の減額です。

12款2項1目の総務手数料、住民票及び印鑑証明交付登録手数料等ですが、実績で若干見積りより下回っているということで、20万の減額をしております。3の農林水産手数料については、実績で1万3,000円の増額。次のページの民生費国庫負担金でございますが、補正額としまして3,094万6,000円の減額でございます。これは、それぞれ支出に合わせた歳入を計上をしております。国庫負担金のこれは障害者医療負担金は4分の2、障害者自立支援給付負担金も4分の2です。児童福祉負担金の私立保育所運営負担金は上がっていますように、4分の2。それから、子ども手当負担金については10分の10で、支出の額に合わせて減額をしております。

続いて、13款2項の国庫補助金でございます。民生費国庫補助金でございますが、補正額として128万の減額でございます。これも支出に合わせて減額をしております。合わせて128万の減額となっております。

続いて、土木費国庫補助金は1,920万の減額でございます。2の住宅費補助金につきましては、大堰住宅団地の分で、実績に合わせて減額。それから防犯灯整備補助金につきましては、補助事業でなくなりましたので、その分の減額1,650万の減額となっております。

4目教育費国庫補助金につきましては、実績と小学校補助金のところの学校施設環境改善交付金につきましては、本郷小学校の大規模改修部分で6,733万2,000円が上がっております。

次の11ページをお願いいたします。民生費県負担金でございます。1節と3節は国庫と同じで、ただ、補助率が4分の1となっております。追加で合わせて523万4,000円の追加でございます。

3目の県事務移譲交付金につきましては、実績で6,000円の減。

次の、14款2項1目の総務費県補助金、これは土地対策交付金ですが、額が確定しましたのを減額。

2款の民生費県補助金でございますが、3,254万2,000円の追加でございます。これは

それぞれ社会福祉費補助金、児童福祉費補助金、これは実績、支出に合わせて減額なり追加をいたしております。

12ページの衛生費県補助金、これも実績に合わせて増額をしております。209万9,000円。

それから、4目の農林水産業費県補助金につきましても、支出に合わせて358万7,000円の減となっております。

14款3項1目総務費委託金につきましては、及び民生費委託金、衛生費委託金、これは実績でそれぞれ減額、追加をしております。

15款財産収入1項2目の利子配当金ですが、これは積立金の利子分です。現状での歳出の積み立て分と合わせて同額となっております。合計の71万1,000円です。

次の13ページをお願いいたします。15款2項1目の不動産売払収入ですが、土地建物売払代金、これは県道塔ノ瀬・十文字・小郡線の歩道用地として売却した、土地を売却した分の代金で12月補正した分の確定額です。578万5,000円。

それから、2目の物品売払収入、物品売払代金ですが、物品売払代金として霊柩車を売却した分です。4月に廃止して売却を行っております。9万9,000円。

それから、16款1項1目一般寄附金、これは1節の一般寄附金として町民の方から寄附がっております。555万9,000円。それから2節のふるさと納税寄附金につきましては、今年度延べ4件で10万2,000円。

それと、17款2項1目基金繰り入れでございますが、補正額480万円を教育施設整備基金繰入金として計上をしております。失礼しました。4,800万です。4,800万を計上しております。

それから、18款1項1目繰越金です。昨年度の繰越金を4,214万4,000円計上しております。

19款4項1目の雑入ですが、これは市町村振興宝くじの交付金として1億円を予定しております。それから、同じく宝くじ分のオータムジャンボ分については、額が確定しましたので10万5,000円の減額。あとはそれぞれ子ども手当追加交付金と朝倉浮羽三井廃棄物処理対策協議会解散に伴う会費の還付金が入っております。

次の19款5項1目の教育費受託事務収入ですが、埋蔵文化財発掘調査受託事業収入分として237万8,000円が減額となっております。

最後に、20款1項町債ですが、衛生債が50万の減、土木債が740万、教育債が1億3,090万円、これは本郷小学校分です。が上がっております。

以上が歳入になります。

次に5ページをお願いいたします。5ページに第2表繰越明許費が上がっております。繰越明

許費として3款民生費2項の児童福祉費、これは本郷保育園施設整備事業補助金、これが6,135万円。7款2項の道路橋りょう費、社会資本整備総合交付金事業（町道奥野七反牟田線改良事業）、これが2,030万円。それから、教育費、9款2項の本郷小学校大規模改修事業が2億6,554万5,000円。合計で3億4,719万5,000円を翌年度に繰り越しをお願いしたいというふうに考えております。

次に、第3表地方債補正です。1が追加でございます。起債の目的として、学校教育施設等整備事業債で、限度額1億3,090万円。起債の方法は証書借入。利率については5%以内となっております。償還の方法は、政府資金については、その融資条件により銀行その他の場合には、その債権者と協議するところによる。ただし、町財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができるというふうになっております。

次に変更ですが、上水道一般会計出資債が限度額350万円を300万円に、それから地方道路等整備事業債が限度額1,780万円が1,040万に限度額を変更するものでございます。

以上で一般会計の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（長野 正明） 説明が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。3時より再開したいと思っております。

休憩 午後2時50分

.....

再開 午後3時00分

○議長（長野 正明） それでは、休憩前に続き、再開いたします。

平成23年度大刀洗町一般会計補正予算について、これから質疑を行います。質疑ございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 歳入の13ページの宝くじの交付金として1億円が入っておりますが、これはどういう性質のものでしょうか。今までなかったらと思うんです。

○議長（長野 正明） 川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） これにつきましては、宝くじそのものが市町村の振興宝くじということで、その益金を要は還元するという意味で、市町村に1億円ずつ雑入で――交付金で入っております。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 県のほうに何かプールしたお金を1億円ずつ均等に配付するという、そのものですか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝）　そうです。非常に頑張ってとってきたから、ほめてやってください。

○議長（長野 正明）　8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子）　それは、宝くじの基金というか、積立金として県にあった分なんですか。

○議長（長野 正明）　安丸町長。

○町長（安丸 国勝）　市町村振興協会という事務局を、町村会の中に幾つもあるんですけど、その事務局は。そこで持ってまして、それで220億ぐらいたしか持ってたんです。よその県は結構分配をしたようですけど、なぜか福岡県の場合はずっとためとって、今回、消防の関係のデジタル化をやるということで、50億円ぐらいそのお金が要るんだそうです。10年ぐらいかかるんですけど、それを振興協会から出してくれということで県が言ってきたので、それをきっかけに、それじゃ分配しようということで、そういうふうになりました。去年の4月ぐらいから秋口ぐらいまで、ずっと市側と町村側ともめてもめて、やっとり勝った。大体、もともとと言うと、人口が少ないとこと、例えば久留米市あたりと東峰村と一緒にですから、それに対して、やっぱり市のほうは相当不満があったようですけど、どうにか決着がついて、こういう結果になりました。

○議長（長野 正明）　ほかにございませんか。4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治）　16ページの定住促進補助金でございますが、これが予算執行されずに全額が減額と、それから見ておりますと、どうも廃目になるような算段ですが、これにつきましては、次の一手といいますか、そうしたものは何かもくろみのようなものはございませうか。

○議長（長野 正明）　川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明）　この目的としては、大堰住宅団地を開発公社で開発をしておりますけれども、その促進ということでしてございましたけれども、何件か問い合わせはありましたけど、最終的にはこれがあるからということでは、直接はなかなか結びつかなかったというのがあります。それで、来年度、3月ですか、開発公社の役員会をするようにしておりますけれども、今後、どういう形でそれを販売していくかというか、そういうことでいろんな幾つかの金額面、それからできるかどうかあれですけども、あっせんに対しての何か補助とか、いろんなよそのケースを調べた上で、来年度できるだけ早期に販売に結びつくような形で理事会のほうで検討したいというふうに思っております。

○議長（長野 正明）　4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治）　大堰団地に限らず、昨今の報道を見ておりますと、やはり地方過疎が進行する地域では、空き家をいかに活用するか。若い方の定住促進も含めて、行政がこれに関与して、空き家の把握とあっせんというのをまた柳川、八女市でも始めているし、今度は柳川で

もやるというようなことがやっぱあちこちで始まっておりますし、大堰校区でも何かできないかということで今検討中ではありますが、やはりその辺はこうした補助金の活用も大事なんですが、全体として、そういったある資源をどのように町が使うかということも非常に今から求められると思いますので、ぜひその点も含めた御検討をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（長野 正明） 答弁が必要ですか。ほかにございせんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 21ページの児童福祉費の中の扶助費の各保育園の扶助費が補正がとても大きいです。これは多分子供の人数というか、園児の上限によるものだろうとは思いますが、余りにもちょっと当初見込みと違うのかなと思います。そこら辺で何かわかることがあれば、それから、認定こども園の3名で400万という補正が上がっております。これはどこの認定こども園なのか。

それから、広域保育所、その上の運営費が700万の補正がありますが、これは何園分、何人分でもいいです。何なのかお願ひいたします。

○議長（長野 正明） 矢野健康福祉課長。

○健康福祉課長（矢野千恵子） 花等議員の御質問にお答えいたします。

扶助費の増額でございせんが、本来ならば年度途中で補正すべきでございせんけれども、現在、特に大堰保育園の運営費等が1,700万からの増額をしております。これにつきましては、年度途中の園児の増員という形でございせんが、63名から、特に大堰に限りましては63名から71名というふうに増員しまして、その中でも乳児が4名から11名というふうに大幅に増員をしております。その関係で、これだけの増額になっております。ちなみに、ほかの園につきましても、当初よりもやっぱり10人以上増員している園もございせん。そういったことで、多くの増額を、補正をさせていただいておるところでございせん。

広域保育所の運営費につきましては、7名から14名ということで、これも7名の増員でございせん。

また、認定こども園の運営費でございせんが、これは久留米市の北野にありますおおぞら幼稚園が平成23年度より認定こども園を開始しております。その関係で、ゼロ歳から2歳の子供さん3名分がこの405万1,000円の経費で上がっております。

以上でございせん。

○議長（長野 正明） よろしいですか。ほかにございせんか。これで質疑を終わります。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 済みません。28ページです。28ページの本郷小学校の大規模改修工事が上がっております。これで多分この中には忠霊塔の移転ですとか、風致園、玄関前の庭

園の取り壊しといたしますか、費用が含まれているかと思いますが、その費用がわかればお願いいたします。

○議長（長野 正明） 矢野学校教育課長。

○学校教育課長（矢野 壽夫） 私のほうから説明をいたしますが、今回の補正については、入札の関係で、あえて校舎と忠霊塔については一緒にしました。分けることによって設計等が見えてきますので、一緒にしておりますけれども、校舎のほうが約2億4,500万前後です。それと、忠霊塔のほうが約1,100万弱ぐらいです。そういうことで、今回設計を上げておりますが、忠霊塔の関係については、まずはあそこに真ん中あたりに忠霊塔がありますけど、それについては本郷校区の役職の方と協議した結果として、ふれあいセンターのほうに持って行く。それと、その横にありますもろもろの記念碑については、校舎側にひっつけるということで、現在考えているところです。そういうことで、駐車場の台数が、現在のやつから、ちょっとお待ちください。一応、今度、今まであるやつにプラスしてトータル的に32台とまるようになるところです。

そういうことで、大体、工事の概要をお話をさせていただきますと、4月に入札をやりたいと考えています。そういうことで4月27日前後に臨時議会等を開催して、契約についての報告をさせていただきますと考えております。

実際の工事については5月の連休明けぐらいから工事にかかって、12月ぐらいまでかけるようにしております。

今回の工事については皆さん御承知のとおり、1棟の建物ですので、工事をしながら授業をやっていくというやり方をやりますので、大体8期ぐらいに工事を分けて、少しずつやり上げていくことに計画をしておりますので、議員さんなり地域の方に大変迷惑をかけると思いますけれども、よろしく願います。

○議長（長野 正明） よろしいですか。ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号平成23年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

.....

日程第21. 議案第13号 平成23年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
について

○議長（長野 正明） 日程第21、議案第13号平成23年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

まず、議案の朗読をお願いします。高良係長。

〔総務秘書係長朗読〕

.....

議案第13号 平成23年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。山本住民課長。

○住民課長（山本 浩） 住民課長の山本でございます。よろしくお願いたします。

議案第13号平成23年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由及び内容について説明を申し上げます。

先ほど朗読がございましたように、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,433万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ18億889万7,000円とするものでございます。

本日お配りしております資料のほうをごらんいただきたいと思います。平成23年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要ということで、裏表の部分の国保のほうをごらんいただきたいと思います。右側のほうに歳出の主な要因として4点ほど上げているとおりでございます。医療給付費等の伸びにより増額補正が主なものでございます。補正予算書につきましては6ページのほうをごらんいただきたいと思います。1款1項1目の一般管理費でございますけれども、これにつきましては一般会計同様に嘱託職員の保険料の増額と基礎年金拠出金の追加分の合計で13万円ほどを増額するものでございます。それから18節の事業状況報告パソコンの購入については、当初上げておりましたけれども、これにつきましては平成24年度の国保連合会のほうから一括リース契約を結ぶということで減額をしているものでございます。

続きまして、2款1項1目の一般被保険者療養給付費についてでございます。これにつきましては、平成23年11月までの給付費の伸びから推計しますと月平均500万円ほど増額となっておりますので、6,000万円を増額するものでございます。

次に、2款1項2目退職被保険者療養給付費につきましても同様に11月までの給付費の伸びから推計しますと、月平均100万円ほど増額になりますので、1,200万円を増額するものでございます。

最後に、2款2項2目退職被保険者高額療養費でございます。これも23年の11月までの高額療養費の実績から推計しますと240万円ほどの予算不足が生じることから240万円を増額するものでございます。

続きまして、歳入のほうに移らせていただきます。補正予算の5ページのほうをごらんいただきたいと思えます。概略のほうでは左側のほうになります。これにつきまして、その財源といたしまして、まずは国庫支出金として4款1項1目の療養給付費負担金を3,500万円、4款2項1目1節の財政調整交付金1,349万5,000円、4款2項2目1節の特別調整交付金を1,000万円、それぞれ増額をするものでございます。

同様に、県支出金のほうといたしまして、7款2項1目1節療養給付費負担金交付金を1,200万円増額するものです。

次に、8款1項1目1節共同事業交付金につきましては、高額療養費の伸びから146万3,000円が見込まれますので、これを増額するものでございます。

最後になりますけれども、一般会計からの繰入金を237万2,000円を増額するものです。内訳といたしましては、職員給与等繰入金を7万円の減額と国保財政安定化支援事業の確定によりまして、当初2,000万円で当初予算に計上いたしておりましたけれども、244万2,000円の追加があるということで追加させていただいているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号平成23年度大刀洗町後期——失礼しました。これから、議案第13号平成23年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第22．議案第14号 平成23年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算

(第2号) について

○議長（長野 正明） 日程第22、議案第14号平成23年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

まず議案の朗読をお願いします。高良係長。

〔総務秘書係長朗読〕

.....
議案第14号 平成23年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。山本住民課長。

○住民課長（山本 浩） 議案第14号平成23年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由及び内容について御説明を申し上げます。

先ほど朗読がございましたように、歳入歳出予算の総額にそれぞれ201万3,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ1億5,307万7,000円とするものでございます。

今回の主な補正でございますけれども、後期高齢者医療の被保険者の保険料につきましては、保険料の軽減措置があります。この軽減された保険料につきましては、県が4分の3、町が4分の1を補てんしているところでございます。

このたび、平成23年度の大刀洗町の後期高齢者の保険料の軽減額の確定に伴いまして、保険基盤安定負担金のほうが当初の約4,100万円から約3,900万円に変更となり、そのために204万7,000円が減額になったためでございます。

それでは、内容の説明をいたします。先ほどお配りしましたほうの後期高齢者のほうをごらんいただきたいと思っております。それと予算書のほうでは6ページでございます。

まず初めに歳出の総務費でございます。1款1項1目の一般管理費でございます。これにつきましては、一般会計と同様に共済費のほうの変更ということで、臨時職員の社会保険料と基礎年金拠出金の追加部分と合わせて3万4,000円を増額するものでございます。

次に、2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金についてでございます。19節の負担金補助及び交付金を204万7,000円減額するものでございます。

歳入のほうに移らせていただきます。3款1項1目の事務費繰入金を3万4,000円増額し、3款1項2目保険基盤安定繰入金を204万7,000円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど御承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号平成23年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

----- . ----- . -----

日程第23. 議案第15号 平成23年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
について

○議長（長野 正明） 日程第23、議案第15号平成23年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

まず議案の朗読をお願いします。高良係長。

[総務秘書係長朗読]

.....

議案第15号 平成23年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。野瀬建設課主幹。

○建設課主幹（野瀬 勉） 議案15号の提案理由及び内容の説明を行います。

提案理由は、先ほど朗読がありましたので、省かさせていただきます。

歳入歳出をそれぞれ2,681万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ6億6,803万7,000円とするということでございます。

ページ数でいきますと7ページをお開きください。歳出でございます。

1款1項1目、2目、3目、一般管理費、大堰処理施設費、栄田処理施設費でございます。上のほうは人件費でございます。2目の100万円の減、これは執行残でございます。栄田処理区の350万の減、これも執行残でございます。

2款1項1目、3目、一般管理費と流域下水道整備費ですが、1目の389万8,000円の減は、消費税額の減額でございます。3番目の流域下水道の1,491万6,000円の減は、内訳にございますように、筑後川中流域右岸流域下水道事業建設負担金が1,089万2,000円

減額になっております。その下の筑後川中流域右岸流域浄化センター建設環境整備負担金も402万4,000円の減額になっております。確定減でございます。

続きまして、3款1項2目利息でございます。369万6,000円の減でございます。これは公共下水道事業費長期利息等の平成22年度の確定でございます。確定による減でございます。

今度は上のページにいきまして6ページで歳入でございます。

2款1項2目600万円の減でございます。公共下水道使用料、これ見積もり減でございます。

3款1項1目一般会計繰入金、マイナスの1,104万9,000円でございます。右側のほうに一般会計から公共下水道分と農業集落排水部分の繰入れがっております。その分が公共下水道のほうで674万円の減、農集のほうで430万9,000円の減でございます。

4款1項1目下水道事業債、これは1,040万の減でございます。流域下水道建設負担金起債の減額のためでございます。

6款1項1目63万円の増でございます。これはマンホールポンプの処理場の集中管理回線の通信機材の交換機によるキャッシュバックでございます。

これもまた戻りまして3ページでございます。地方債の補正でございます。限度額2,570万を1,530万円に補正を行います。これは建設負担金の減によります。

御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号平成23年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第24. 議案第16号 平成24年度大刀洗町一般会計予算について

日程第25. 議案第17号 平成24年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について

日程第26. 議案第18号 平成24年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について

日程第27. 議案第19号 平成24年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計予算について

日程第28. 議案第20号 平成24年度大刀洗町土地取得特別会計予算について

日程第29. 議案第21号 平成24年度大刀洗町下水道事業特別会計予算について

○議長（長野 正明） 日程第24、議案第16号平成24年度大刀洗町一般会計予算についてから日程第29、議案第21号平成24年度大刀洗町下水道事業特別会計予算についてまで、以上6件については関連がありますので、これを一括議題といたします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長野 正明） それでは、日程第24、議案第16号から順次、提案理由及び内容の説明を求めます。川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） それでは、議案第16号平成24年度大刀洗町一般会計予算についてから議案第21号平成24年度大刀洗町下水道事業特別会計予算についてまで、議案書の朗読によって提案にかえさせていただきます。

なお、内容の説明につきましては、予算特別委員会が設定された後、その中で説明させていただきます。

まず一般会計から朗読いたします。

〔企画財政課長朗読〕

.....
議案第16号 平成24年度大刀洗町一般会計予算について

.....
○企画財政課長（川原 久明） 続きまして、特別会計予算のつづりがございますので、お願いしたいと思います。まず、ピンクの表紙の国民健康保険から進めたいと思います。

〔企画財政課長朗読〕

.....
議案第17号 平成24年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について

.....
○企画財政課長（川原 久明） 次に、オレンジの表紙をお願いいたします。後期高齢者医療保険の特別会計予算書になります。

〔企画財政課長朗読〕

.....
議案第18号 平成24年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について

.....
○企画財政課長（川原 久明） 次に黄色の大刀洗診療所特別会計をお願いいたします。

〔企画財政課長朗読〕
.....

議案第19号 平成24年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計予算について
.....

○企画財政課長（川原 久明） 次に、緑の表紙の土地取得特別会計をお願いいたします。

〔企画財政課長朗読〕
.....

議案第20号 平成24年度大刀洗町土地取得特別会計予算について
.....

○企画財政課長（川原 久明） 次に、水色の下水道事業特別会計をお願いいたします。

〔企画財政課長朗読〕
.....

議案第21号 平成24年度大刀洗町下水道事業特別会計予算について
.....

○企画財政課長（川原 久明） 以上、特別会計分の提案を終わります。

○議長（長野 正明） お諮りします。

日程第24、議案第16号平成24年度大刀洗町一般会計予算についてから日程第29、議案第21号平成24年度大刀洗町下水道事業特別会計予算についてまで、以上6件につきましては、全議員の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長野 正明） 異議なしと認めます。したがって、日程第24、議案第16号平成24年度大刀洗町一般会計予算についてから日程第29、議案第21号平成24年度大刀洗町下水道事業特別会計予算についてまで、以上6件につきましては、全議員の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、予算特別委員会は、3月12日月曜日、協議会室で開会します。

.....
日程第30. 請願第2号 「子ども・子育て新システム」に関する意見書提出を求める請願書

○議長（長野 正明） 日程第30、請願第2号「子ども・子育て新システム」に関する意見書提

出を求める請願書を議題とします。

請願については、所管の総務文教厚生委員会委員長から請願審査報告書の提出がありました。

花等委員長、登壇して報告をお願いします。花等委員長。

○総務文教厚生委員長（花等 順子） 委員長報告をいたします。

平成23年第3回定例会において、総務文教厚生委員会に付託され継続審議としておりました請願第2号「子ども・子育て新システム」に関する意見書提出を求める請願について、審査の結果を得ましたので、ここに報告をいたします。

委員会は、平成23年12月8日、平成24年1月26日及び2月15日に協議会室において開催し、出席委員はいずれも6名と長野議長の出席を得て審査いたしました。

12月8日の委員会に参考人1名の出席と、1月26日の委員会においては参考人2名の出席を得て審査いたしております。

続いて、3回の審査状況について報告申し上げます。

12月8日の審査について報告いたします。7月29日に少子化社会対策会議から出された「子ども・子育て新システム」中間とりまとめを参考に審査いたしました。審査の結果、幾つかの問題点が明らかになりました。1つ、保護者と事業者の直接契約に対する問題点、2、行政介入の有無、3、幼保一元化のありようなどです。

この結果、新システムは、子育てに関する膨大な内容があり、もっと調査研究する必要がある、国の方針も出ていないことから、3月議会までに結論を出すこととして継続審査とすることにしました。

次に、1月26日の審査について報告します。1月20日に内閣府から「子ども・子育て新システム」の骨子が発表になり、新システムの内容が明らかになりました。新システムは、待機児童の解消と幼保一元化が大きな取り組みだったにもかかわらず、保育施設を中心になるであろう総合こども園の中に3歳未満児の受け入れが義務づけられない施設もあることから、待機児童の解消にはならないのではないかと危惧もあります。

また、幼保一元化と言いながら、文科省管轄の幼稚園を残すなど、縦割り行政が解消されておらず、一元化どころか三元化にも、見方によっては五元化にもなるようです。

行政介入のあり方も、中間発表の案よりも行政がかかわるようになってきておりますが、まだまだ検討を要すると言わざるを得ないという意見が多くありました。この日に採決をとる意見もありましたが、もう一度審査をして結論を出すこととして、継続審査といたしました。

次に、2月15日の審査の報告をいたします。消費税増税案が急浮上し、この新システムは税と社会保障の一体改革の中で議論されております。新システムは待機児童の解消や幼保一元化を目指しながら、いろいろな思惑が絡み、よりよいものになっていないこと。特に幼保育の質の低

下が懸念されることから、制度改革を拙速に進めるのではなく、豊かな子供の育ちを促すために慎重に議論する必要があるとの結論に達し、審査の結果はお手元に配付されております審査報告書のとおり、満場一致で採択すべきものと決しました。

委員会では、国の審議の動向を見つつ、情報を収集し、各人の考えをまとめ、厚く議論し審査いたしました。その結果、さきの結果を得た次第です。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（長野 正明） 委員長報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから、請願第2号「子ども・子育て新システム」に関する意見書提出を求める請願書を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択とすべきものであります。委員長の報告どおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本請願については採択とすることに決定しました。

日程第31. 発議第1号 「子ども・子育て新システム」に関する意見書の提出について

○議長（長野 正明） 日程第31、発議第1号「子ども・子育て新システム」に関する意見書の提出についてを議題とします。

まず議案を朗読願います。高良係長。

[総務秘書係長朗読]

.....
発議第1号 「子ども・子育て新システム」に関する意見書の提出について
.....

○議長（長野 正明） それでは、提出議員の趣旨説明を求めます。平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 4番、平山でございます。先ほどは請願を全会一致で採択していた

だきましてありがとうございます。趣旨は、ただいま朗読のとおり、また、先ほど委員長から報告のあったとおりでございます。当初は3月中に国会提出かと言われておりましたが、少しおくれまして6月ごろの提出じゃないかという話もささやかれておるようでございます。ただ、これも地方議会の皆様や関係各位の皆様の運動の成果ではないかと思えます。

しかし、いずれにしましても緊迫した局面には変化はございませんので、ぜひ1日も早くこの意見書を国会にお届けしたく、初日の採決をお願いするところでございます。議員各位の御賛同、よろしく願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号「子ども・子育て新システム」に関する意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

○議長（長野 正明） 以上で本日の議事は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後4時00分
